

ルーマニア投資ガイドブック 2018

2019年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブカレスト事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所が現地コンサルティング事務所（Ernst & Young）に作成委託し、2018年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびErnst & Young法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびErnst & Young法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ブカレスト事務所

E-mail : RUB@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1章 概要	1
1.1 ルーマニア概要	1
1.2 近年の歴史	2
1.3 経済概況	2
1.4 政治及び法律環境	3
1.5 投資環境	4
1.6 今後の経済発展の見通し	6
第2章 投資に対する助成金の仕組み	8
2.1 税金控除の仕組み	8
2.2 国家補助	9
2.3 その他の助成金 EU 基金、政府による企業向け助成金	10
2.4 投資促進組織	14
第3章 事業拠点の設立	16
3.1 事業経営の関連法規	16
3.2 事業形態	16
3.3 商業法	20
3.4 事業参入	20
A) 新規法人の開設・登記	20
B) 既存事業への参入	21
3.5 合併・買収	22

3.6	事業からの撤退	23
A)	事業からの意図的撤退	24
B)	破産、倒産、強制清算などの強制撤退	24
第4章	就労許可及び滞在許可	27
4.1	査証、在留資格、終了許可、滞在許可.....	27
4.2	入国の段階と所要時間.....	27
A)	ルーマニア法人における就業の場合	27
B)	EU 外の企業からの異動者または ICT の場合.....	28
C)	EU の企業からの異動組織員の場合	29
4.3	就労許可または滞在許可の更新または変更.....	29
4.4	異動者の納税登録.....	30
第5章	会計と監査	31
5.1	会計及び財政報告.....	31
5.2	連結決算書.....	32
5.3	IFRS 決算書の準備	33
5.4	主な簿記と文書提出をめぐる要件.....	33
5.5	その他の年次財政報告の提出について.....	34
5.6	監査	34
第6章	税金体制.....	36
6.1	税金率の概要	36
6.2	法人税の体制.....	37
6.3	税金控除、税金の届け出.....	48
6.4	個人税の体制.....	51

6.5	社会保障費.....	57
6.6	付加価値税（TVA）.....	59
6.7	その他の税金.....	67
	A) 関税.....	67
	B) 消費税.....	70
	C) 地方税.....	71
	D) 印紙税.....	73
6.8	違反に対する罰金、超過金、利息金.....	74
第7章	人事、労働.....	75
7.1	ルーマニアの労働市場.....	75
7.2	勤務契約.....	75
7.3	勤務条件.....	77
7.4	給与・給料の体制.....	78
7.5	休暇制度、社会福祉制度.....	79
7.6	社会保障費の仕組み.....	79
7.7	退職、解雇.....	80
第8章	商標及び知的財産の体制.....	81
8.1	知的財産権、産業財産権.....	81
8.2	商標及び原産地表示.....	81
8.3	意匠.....	83
8.4	特許.....	84
8.5	著作権.....	85

第1章 概要

1.1 ルーマニア概要

▷地形

ルーマニアは南東欧、黒海の西海岸にあり、面積が 238,391 平方キロメートルある。北東はモルドヴァ共和国とウクライナ、西はハンガリーとセルビア、南はブルガリアと隣り合っている。ルーマニアの国土は大きく 3 つの地方に分けられる。中央から北西はカルパチア山脈により区切られたトランシルバニア、クリシャーナ、バナットからなる地方、南方はワラキア平原でドナウ川が国境をなす地方、そして、東方はモルドヴァ平原からなる地方である。

首都は約 190 万人の人口を持つブカレスト。その他の大都市として、イアシ、クルージュ・ナポカ、ティミショアラ、コンスタンツァ、クライオヴァ、ガラツィ、ブラショフなどがある。ルーマニアの気候は、夏が暑く冬が寒い欧州大陸性温暖気候である。

ルーマニアは歴史的な貿易路の交差点にあり、将来的に大規模インフラが完成すれば地理的にも重要な位置にあると言える。黒海沿岸で最大級の港であるコンスタンツァ港はライン川・メイン川・ドナウ川運河などの新規航路を通じて北海まで繋がっている。

ルーマニアの面積は 238,391 平方キロメートルあり、これは EU で 9 番目の大きさである。国土は平原、丘陵地、山地など多種多彩な景観を持ち、観光開発への関心も高い。また、欧州で二番目に長いドナウ川が黒海に流れ込む三角州（ドナウデルタ）の景観は、欧州で二番目に保存状態が良いと言われている。

ルーマニアは天然ガスや石油などの天然資源が豊富で、石油精製が世界で初めて行われた国としても知られる。第二次世界大戦までは世界最大の石油生産国の 1 つであり、現在も世界ランク 50 位以内に入っている。エネルギー産業の可能性としては、黒海沖のネプチューン深層に大きな天然ガス田が確認されており、その採掘に大きな期待がかかっている。

▷人口、言語

ルーマニアの人口は 1,964 万人（2017 年時点）、人口密度は 1 平方キロメートル当たり 82.4 人。内訳はルーマニア人が 88.9%と大多数を占め、少数派はハンガリー人（6.5%）、ロマ人（3.3%）、ドイツ人（0.2%）、ウクライナ人（0.2%）の順となっている。

公用語はルーマニア語が全国で使用されているが、中央部から北西部にかけては、一部ハンガリー語やドイツ語も使用されている。なお、憲法上は法廷など特定状況においては母国語の使用が許されている。

1.2 近年の歴史

ルーマニアは第二次世界大戦の終戦直後から 1950 年にかけて旧ソ連により占領されたが、その間、1947 年から共産主義経済が導入されている。ルーマニアの天然資源が旧ソ連の国営企業と共に開発されると同時に、工業、農業、財政などが全般にわたり国営化され始めた。

一方、1965 年にニコラエ・チャウシェスクが政権を掌握してからは、ルーマニアは政治経済面で旧ソ連とは距離を置き、自立する方向へ舵を切り替えるようになった。

1977～1981 年にルーマニアの対外債務が大幅に増加し、IMF や世界銀行などによる圧力が強まった。それに対し、ルーマニア政府は国債を完全に返却するための政策に切り替えて 1989 年に完済したが、その一方で国民生活は困窮を極め、経済は疲弊した。

1989 年のルーマニア革命で共産主義政権が崩壊した後、共産党に代わる政党「全国救済前線」が多党政治制度を再導入し、経済の自由化を開始した。国営企業の一部民営化などを進めた結果、共産主義時代に力のあった企業の多くは衰退した。一方、ルーマニア政府は NATO や EU への加盟基準に対応すべく、市場経済への移行をはじめ、経済の近代化や各種改革に取り組んだ。その結果、ルーマニアは 2004 年に NATO、2007 年には EU への加盟を果たすこととなった。

1.3 経済概況

市場経済導入後のルーマニアでは、2005 年から 2017 年の間、ルーマニアは概ね持続的な経済成長が続いている（リーマンショック後の 2009 年から 2011 年を除く）。購買力の基準となる 1 人当たり GDP は、2005 年時点では欧州 27 カ国平均のわずか 35%にしか満たなかったが、2016 年にはその 58%にまで上昇した。

GDP 成長への貢献要素は、輸出がある程度寄与した 2013 年以外、主に国内消費（内需）となっている。特に 2016 と 2017 年には、政府主導の消費活性化により GDP 成長率が EU でトップレベルになったが、投資がそれほど活発とは言えず、国際貿易もまた赤字が続いているのが実情である。そもそも近年の内需拡大は主に最低賃金上昇や減税などによるため、結果として商品やサービスの輸入が増加し、貿易赤字の悪化を助長している。

近年は、財政緩和が進められる中で政府収入が減少し、また、インフレ率の上昇に対する中銀の景気抑制措置も取られているため、2018～21年のGDP成長は鈍化する可能性が高いと見られている。

主なマクロ経済指標（前年比%）

	2016	2017	2018	2019	2020	2021
GDP (%)	4.8	7.0	6.1	5.7	5.7	5.0
工業	5.3	8.5	5.7	5.4	4.6	4.3
農森林水産業	4.7	21.6	1.9	1.9	0.9	1.1
建設	12.7	0.2	8.2	7.2	7.7	7.1
サービス業	4.0	6.6	6.7	6.1	6.5	5.5
最終消費	6.8	8.5	6.3	5.6	5.4	4.9
	2016	2017	2018	2019	2020	2021
世帯当りの実際消費	7.4	9.1	6.6	5.8	5.6	5.2
政府の実際団体消費	0.7	3.0	4.0	3.0	3.0	2.0
物品・業務の輸出	8.7	9.9	7.5	6.9	7.1	6.9
物品・業務の輸入	9.8	10.8	8.6	8.0	7.9	7.8

出所：国立統計局、国立予測委員会（NPC）。2018～2021年は予測値。

ここ20年間の経済構造の変化の結果、サービス業が発展し、GDPの主な構成要素となった。特にIT産業が政府からの奨励措置を受け、ここ3年間でサービス分野の上位に位置している。

また、近年特に欧州経済の強い回復により、機械・輸送機器、自動車産業、電気機器、電子製品、光学製品、コンピューター製品などといった製工業がGDPの成長率の最も強い牽引役となった。一方、農業は灌漑施設への投資不足などの理由から生産性が悪く、生産量もまたその年の気象条件に左右されている状況である。

1.4 政治及び法律環境

現在のルーマニアは共和国であり、憲法は1991年11月21日に国会により採用された。同憲法は多党政治制、自由経済、人権保護を保証しており、2003年10月29日に改正されて現在に至る。立法局は上院と下院からなる二院制で、上下両院選挙は4年に1度、大統領選挙は5年に一度実施される。また、現在のルーマニアはEUの一員として、欧州議会において32議席を有する。

大統領は直接投票により選出され、憲法により権限が定められている。大統領の主な権限は次の通り。

- ・野党との協議のもと、首相を任命する
- ・国会が可決した法律を交付する
- ・国防委員会と防衛関連案件に関して連携する

上記の憲法により、民間所有権もまた国家により保証され、保護されている。土地の所有権については、ルーマニア国内法、EU加盟国としての特定条件、またはルーマニアが当事者であるその他の国際条約などにより、外国人および無国籍者でも取得できるようになっている。

国会は、市民、商業、刑事、行政、税務などに関連する法的規定の全てを掌握する権限を持つ。国際条約も、国会により批准されることで発効する。

ルーマニアは、1993年にEUとの協定に締結して以来、EUの諸機関による統制を受けている。たとえば、1994年にEUの「人権と基本的自由の保護のための条約」を批准し、個人による請願権を含む条項の執行に同意し、欧州人権裁判所の権限を認めた。従い、ルーマニア市民の一人ひとりが国に対して起訴でき、その場合、ルーマニア政府として欧州裁判所の決定を仰ぐことになっている。

ルーマニアは、紛争解決および関連手続に関する法律を含む自由市場の設立と強化のための立法措置を取っており、特に仲裁の概念に非常に関心を寄せている。また、EU加盟国として、国内法で規定されていない事項においても、特定のケースでは適用しなければならないEUの規制がある。

裁判は民事裁判、刑事裁判の2種類あるが、国内では地域裁判、県裁判、全国裁判として分類される。最高裁判所（破毀院）がルーマニアの最高司法当局となるが、最高裁判所は憲法及び法律との適合性をもとに審議をすることとなっており、司法審議の権限はない。なお、司法審議は「憲法裁判所」の管轄となる。民事法に係る制度としては、伝統的に前例主義は取っていない。

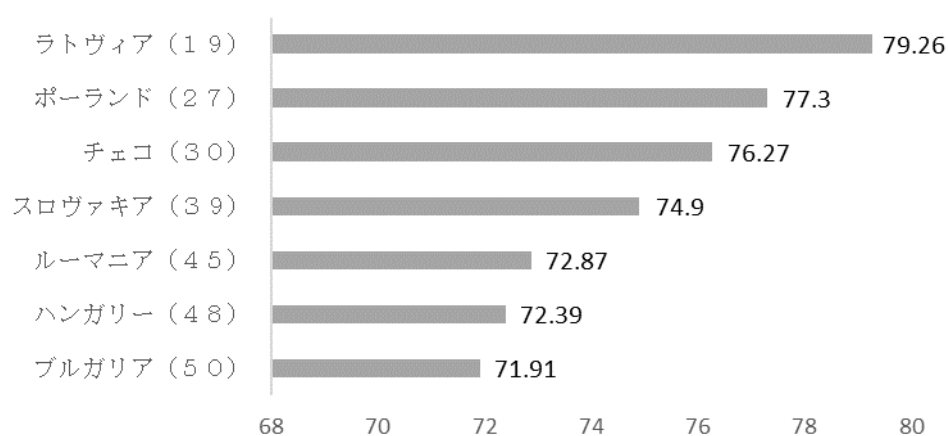
なお、ルーマニアは2004年以来、北大西洋条約機構（NATO）の加盟国であり、毎年の防衛関連費はGDPの2%以上であることが求められている。また、ルーマニアはシェンゲン圏への加盟に対する技術的要件を満たしているものの、政治家による汚職問題などについて他の複数のEU加盟国から非難されており、加盟時期の見通しは未だ立っていない。

1.5 投資環境

過去数年間、ルーマニアの投資環境は大幅に改善され、世界銀行の「Doing Business 2018」の指数では45位に上昇した。しかし、特に税務関連の規制の透明性

と予見性を改善する余地はまだあり、行政の効率化と併せて、当局側の最優先課題となっている。

優良レベルの閾値までの差から見る、事業の進みやすさ（中東欧の一部）



出所：World Bank Doing Business 2018（カッコ内は順位）

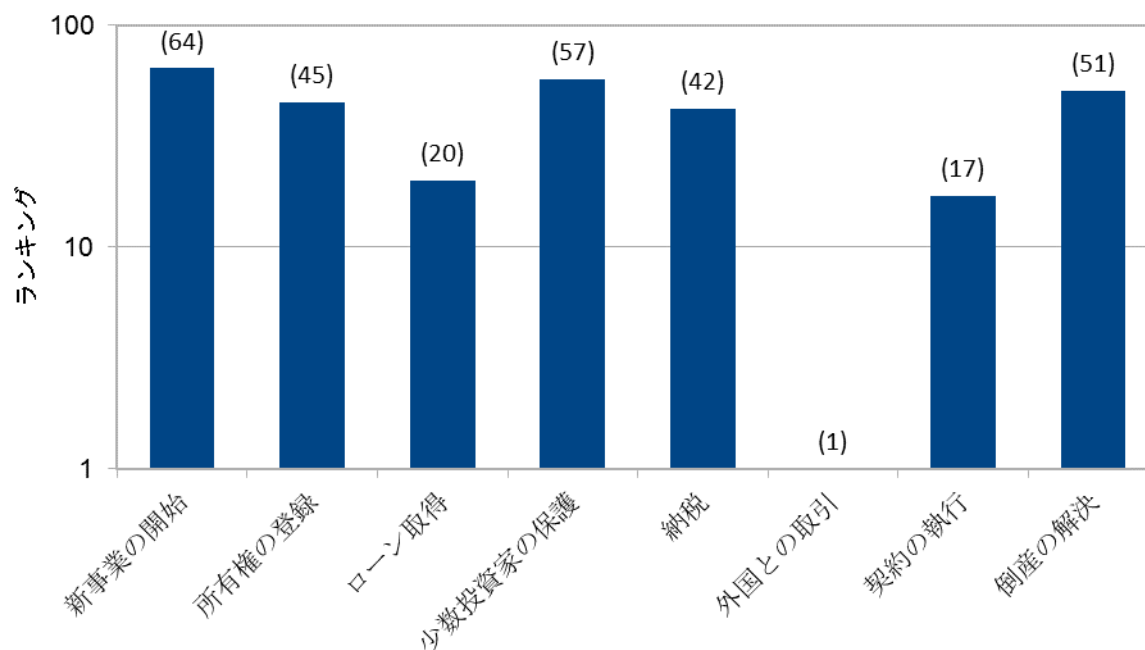
上記は Doing Business の 10 種類の指標につき、一定の閾値を優良レベルと設定し、対象国の現在の経済能力をその閾値までの差で図ったもの。閾値より高い場合ほど事業が進みやすいことを意味する（最低は 0%）。

公共調達に関する不正や汚職撲滅については関連当局が取り組んでおり、一部では成果が見られている。しかしながら、2018 年には国家汚職対策局（DNA）で前年比 5 倍の検挙を達成したラウラ・キョベシ局長が、与党の圧力で辞任に追い込まれるなど、国内の汚職問題は未だ非常に根深いと言える。

インフラ整備に関して、ルーマニアは EU 内で 4 番目に EU 基金の割当金額が大きな国である（2014 年～2020 年）。一方、特に高速道路の整備がほとんど進んでおらず、抜本的な改善余地がある。エネルギーインフラは、民営化の遅れにより非効率的な赤字経営が続いているが、市場競争の促進により効率化を目指している。インターネットインフラは、過去 10 年ほどで最新の設備を導入できたことで、比較的整っているといえる。都市部と農村部の極端なインフラ格差はあるものの、ブロードバンドのカバー範囲も広い。世界的なインターネット評価企業である OOKLA による調査結果によれば、ルーマニアはインターネットスピードにおいて世界上位 5 カ国に入る（2017 年時点。シンガポール、アイスランド、香港、韓国に次ぐ）。このため、ルーマニアにおける IT 産業は過去 10 年間で継続的に成長し、2017 年には GDP の 5.1%を占めるほどになった。

IT産業では、起業後10~20年の若い企業がリーダーになっている。ルーマニアはIT人材面での価格競争力があり、近年では特にアウトソーシングに関し、ルーマニアは欧州でも最も魅力的な国の一つとなっている。

世界銀行の Doing Business 2018 におけるルーマニアの各種ランキング



出所： 世界銀行「Doing Business 2018」

数値は調査対象190カ国中、ルーマニアにおける事業のしやすさの度合いを示す。

(カッコ内は順位)

近年、外国投資が多く見られる分野としては、自動車、機械、建設、不動産、金融・保険、科学技術、行政などがある。また、各種インフラはいまだ整っていないものの、物流分野が成長すれば、将来的にイノベーション関連投資の成長が期待されている。

2017年の外国直接投資（FDI）は45.9億ユーロとなり、前年比1.5%増となった。主な投資国は、上位から順にオランダ、ドイツ、オーストリア、フランス、イタリアとなっている。近年はドイツからの投資の伸びが顕著であると言える。

1.6 今後の経済発展の見通し

- ・依然として内需が経済成長の原動力として残るものの、政府主導の減税措置や最低賃金上昇政策が行き詰まれば、景気は2017年をピークに減速すると考えられる。

- ・ 内需拡大、コモディティ価格回復、付加価値税の低減などによる効果が薄れることでインフレ率が高まっており、今後数年間の平均は 2.5%に達すると予想されている。
- ・ 為替レートは過去数年間、1 ユーロあたり 4.4～4.6 レイの間で変動してきたが、2018 年後半からレイ安が急激に進んでおり、現在は 4.7～4.8 レイの間で推移している（2019 年 3 月時点）。今後、緩やかに 5.0 レイに近づいていく可能性がある。
- ・ インフレ率の上昇を受け、現在中銀は金融政策の引き締めを行っている。2018 年に政策金利は 3 度引き上げられ（1.75%から 2.5%に上昇）、今後もまた徐々に引き上げられていく可能性がある。
- ・ 政府が推進してきた所得上昇政策などの結果、今後数年、財政赤字が増加する。
- ・ 国内需要の増加により、国家収支の赤字が増加する。
- ・ EU 基金の吸収率は依然として低い。
- ・ 労働力の継続的な国外流出、深刻な高齢化、労働需給の不一致により、労働市場が厳しくなる。
- ・ 金融分野では、流動性、融資返還率は良好で安定しているものの、EU の平均レベルより金融仲介が低い。

第2章 投資に対する助成金の仕組み

2.1 税金控除の仕組み

ルーマニアは欧州の多くの他国に比して、いくつかの優遇税制を採用している。たとえば、2005年1月の改正税法により、法人税・個人所得税が16%に統一され、欧州内で最も低い税率を採る国の一つとなった。その後、個人所得税については2018年1月よりさらに低減されて10%とされている。一方、これは社会保障制度の改定と同時に実施されており、単純に個人の手取りが増えたわけではないことに留意する必要がある。

また、研究開発事業や、利益の再投資に対する免税なども導入されている。

▷研究開発（R&D）事業向けインセンティブ

研究開発事業に関して、もともとのプロジェクト費に対する利益税控除のほか、徴収対象となる基本利益から、研究開発事業費分を5割控除することが可能になっている。また、研究開発に使用される設備について、その使用開始から12ヶ月間で減価償却額を5割とする、加速式減価償却が適用できる。適用資格条件としては、対象研究開発事業が、ルーマニア国内、EU内、EEA加盟国内のいずれかにおいて工業・商業的事業に関連して実施されることとされている。

なお、対象となる研究開発事業で得られた価値に関して、納税者が研究成果を自らの活動に利用する、またはその成果物を売却する、あるいはそれに由来する知的財産権を利用するなどの場合、控除が適用される。

これらの適用条件について、納税者側は専門家に資格適用調査を申請することができる。調査実施が可能なのは、教育省の研究開発専門家台帳に登録された専門家に限られる。

2017年以降、イノベーション・研究開発及び関連事業を専門的に行う納税者に対しては、特定の条件下で、事業開始後の10年間、法人税が免除される。

▷再投資利益に対する税金控除

利益のうち、経済活動を行う目的で使用する技術機器、またはIT機器やソフトウェアの製造・取得に再投資される額が控除可能である。これは、特定の課税期間中に製造・取得・導入される新規技術機器に適用される。また、技術機器を資産として保有する最短期間は5年間となっている。

ただし、再投資利益に対する免税と、加速式減価償却の両者は併用できないことに留意する必要がある。

2.2 国家補助

本節では、ルーマニア政府による補助金と、地方税からの特定免除規定について記述する。両者は、様々な分野の投資家にとって大きなチャンスとなっている。

1) 雇用創出により地域開発を促進するための国家補助（政令 2014 年第 332 号）

この補助金に申請するための主な適用基準は下記のとおり。

- ・当該投資により、新規雇用創出が最低 10 人、そのうち就労困難な労働者が最低 3 人含まれること。就労困難な労働者とは、15～24 歳の若年層または 50 歳以上の高齢者などを含む。
- ・上記雇用創出の適用条件としては、申請企業が財務省から支援金を承認する「資金提供同意書」を受領して以降、3 年以内に投資を完了すること。また、場合によってはその後最低 3 年から 5 年間の維持期間が規定されることもある。

本補助の対象は、連続する 2 年間で申請企業が負担する賃金の総額となる。ただし、その総額の上限は政府が公表する全国平均総月給までとされている。

2) 経済に重要な影響を与える投資を刺激するための国家補助（政令 2014 年 807 号）

この補助金に申請するための主な適用基準は下記のとおり。

- ・投資額が最低 4,400 万レイ（1,000 万ユーロ相当）の総価値であること。なお、付加価値税（VAT）は除外。
- ・投資の開始日が、申請企業が財務省から支援を承認する資金提供同意書を受領してから 4 ヶ月以内であること。
- ・投資による経済的効率性と持続可能性につき、事業実施計画に基づいた投資の実施期間および最終決定後 5 年間に於いて証明できること。

本補助の対象費用は、初期投資に関連する建造物の建設費または賃借費、有形無形資産の製造または購入費用となる。なお、付加価値税金（VAT）については除外される。

上記 2 つの国家補助について

これらの補助金は財務省により管理され、関連情報は同省のウェブサイト上で発表される。資金提供同意書の最終発行日は 2020 年 12 月 31 日とされ、補助金の支払いは、政令 2014 年 332 号による補助金は 2015～2025 年の間、また、政令 2014 年 807 号による補助金は 2023 年までとされている。また、補助金に関する予算総額は、

前者は 27 億レイ（6 億ユーロ）、後者は 40 億 700 万レイ（9 億 2500 万ユーロ）であり、追加される可能性がある。

これらの補助金は、いくつかの特定分野を除いてはほぼ全ての分野に適用できる。

従来は財務省から補助金の承認が下りる前に投資を開始してはならないとされていたが、2018 年にこの制度が変更され、既に投資を開始している企業も申請可能となった。

国家補助による資金の用途

財務省のウェブサイト上に公開された情報によると、2017 年 12 月 31 日時点で、政令 2014 年 332 号による支払い総額は 400 万レイ（8,000 万ユーロ）。また、政令 2014 年 807 号の支払い総額は 1 億 9500 万レイ（4,190 万ユーロ）であった。

3) 工業団地における投資に対する最低限の国家補助、工業団地での初期投資の実施を支援する国家補助

これら 2 つは、企業に対し、工業団地において初期投資するよう仕向けるための補助金である。この国家補助の下で提供される支援金は複数の種類がある。例えば、建物税および土地税の免除、工業団地に属する土地や建物に対する建設許可または解体許可ならびに都市計画書発行のための地方税の免除、地域行政当局によって法律に基づいて付与されるその他の支援。

上記「最低限の国家補助」における支援金は最大 20 万ユーロだが、道路交通サービスに関わる企業の場合は最大 10 万ユーロに制限されている。この国家補助の対象費用は、有形無形資産の購入費または製造費など、初期投資に関連する費用となる。

なお、本補助金の管轄当局は、工業団地が所在する地方当局、農業・農村開発省、土地登記公団全国機構（National Agency for Cadaster and Land Registration）となる。

4) 中小企業のためのスタートアップ・ネーション・プログラム

本プログラムは、中小企業による起業を刺激し、創業者の経済状況を向上させ、資金調達の可能性を高めることで、スタートアップ企業の活動促進を目的としている。本プログラムの効果として、中小企業数の増加、新規雇用創出、革新的技術の導入による新企業のデジタル化促進などが期待されている。

本プログラムは緊急政令 2017 年第 10 号によって規定された。これによると、毎年合計 1 万人の受益者（中小企業創業者）に対し、1 人当たり最大 20 万レイを補助することになっている。なお、本プログラムの管轄は、ビジネス環境・商業・起業省である。

2.3 その他の助成金 EU 基金、政府による企業向け助成金

ルーマニアは、2007年1月1日よりEU加盟国となってから、2007年～2013年、2014年～2020年の両期間において、EUによる財政支援を受けている。

2014～2020年にかけては、欧州構造投資基金（ESI）から、主に成長促進・雇用創出、環境保護、社会的包摂支援など8種類の全国または地域プログラムを通じて、316.8億ユーロが拠出されている。

ルーマニアでのESI基金の投資目的は下記の通りである。

- ・ 現在競争力のある分野、特に研究開発やイノベーションなどの連携を強化し、技術移転を促進することで国の競争力を向上させる
- ・ GDPにおけるIT分野の付加価値を倍増させ、Eガバメント（政府によるオンラインサービス）の利用者数を増やす
- ・ 農水産業関連の中小企業、組合などを支援することで、農水産業の再編に貢献し、その近代化、生産性向上、持続性向上を促進する
- ・ 環境保護を重視したエネルギー利用、気候変動、資源効率化に対応する
- ・ 既存鉄道の改修、新規の道路、新規の地下鉄路線の建造による、TEN-Tネットワークの拡大、運送のアクセス向上と、移動平均時間の短縮を図る
- ・ 未就業の若年層や社会的弱者につき、就労または教育・訓練に従事させることで、その労働市場参入を促進し就業率を向上する
- ・ 社会的包摂の促進、貧困・差別対策の実施により、弱者が高等教育を受けて労働機会を得られるように支援する
- ・ 行政改革を支える公共機関の対応能力、司法制度の有効性を強化する

上記の実施により、ルーマニアの主要指標において、2020年までに下記の効果が期待されている。

- ・ 観光： 観光客の年間45,000人以上の増加
- ・ 社会的包摂： 30 Mbps以上のブロードバンド接続につき、40万世帯の増加。改善された保健業務の対象者数が50万人増加。
- ・ 企業： 3,000社近くの中小企業に対する、競争力支援を図った32億ユーロの投資。1,300社に対する、金融機関の支援。
- ・ 環境とエネルギー： 廃棄物のリサイクル率が年間94万トン増加。洪水保護対策の対象者が17万人増加。給水対象者が333万人増加。温室効果ガス排出量につき、年間342,542トンのCO2削減。
- ・ イノベーション： 270社に対し、新製品開発のための支援実施。フルタイムで働く研究者437名の新規採用。

- ・輸送とインフラストラクチャー： 鉄道 390km、道路 389km の新規建設または改築。公共または商業建造物につき、計 74 万平方メートルの建設または改築。
- ・農業と農村開発： 農村部での 29,000 人以上の新規雇用創出。若手農家による創業 9,000 人以上、3 万社による小規模農場開発。約 4,000 の生存可能な農場における競争力向上。18 万人以上の個人農家、零細農家、小規模農家への教育訓練提供。農村地域の生活環境改善による 250 万人への裨益。生物多様性または環境保護の規定のもとで管理される農地の 10%以上の拡大。若手農家 9,367 人への支援。

ルーマニアに配分された欧州構造投資基金は、2015 年にルーマニア政府が下記 8 種類の事業計画において実施することを決定し、欧州委員会により承認されている。

1) COP (競争力のある運営プログラム) : 欧州地域開発資金から 13 億 3000 万ユーロ

COP は、研究開発およびイノベーション (RDI) 強化、事業開発と経済競争力の向上、情報通信技術 (ICT) へのアクセス強化に重点を置き、競争力のあるデジタル経済を目指している。RDI 投資の主な方向性は、企業ニーズに焦点を当てた近代的でコンパクトな研究開発環境を構築することである。RDI への民間投資を促進し、優れたセンターの開発、企業と研究機関間の連携強化、新製品・新サービスの開発のためのネットワークとクラスターの創造を促進することが意図されている。

ICT 分野では、以下 4 項目がカバーされている。

- a) E ガバメント、相互運用性、サイバーセキュリティー、クラウドコンピューティング、ソーシャルネットワーク
- b) 教育、保健、社会的包摂、文化における ICT 利用
- c) イノベーション、電子販売とクラスター開発
- d) 国全体におけるブロードバンド・インフラ展開

2) OPHC (人材運営プログラム) : 欧州成年投資主導・社会基金から 43 億 2000 万ユーロ

OPHC は、若年層、ロマ人、農業従事者を中心に、雇用、教育、社会的包摂への投資を図るプログラムである。青少年保護制度の下で、企業設立支援、雇用者による雇用・研修プログラムの創出を含む青少年のための活動を対象としている。ロマ人など恵まれない人々が労働市場にアクセスできるように技能を向上させることを図ると同時に、起業家または社会福祉企業を支援するなど、統合された措置を講じている。

3) LIOP (大規模インフラ運営プログラム) : 欧州地域開発基金、結束基金から 94 億 1000 万ユーロ

LIOP は、輸送インフラ、持続可能な都市交通、環境、エネルギーおよびリスク予防の分野における開発課題に取り組むためのプログラムである。

輸送に関する現在のボトルネックを解消し、TEN-T や地下鉄ネットワークの開発など、持続可能、効率的で環境に優しい交通手段の開発を図っている。また、エネルギー効率を高め、天然資源を保護するための措置を企図している。

4) ROP (地域運営プログラム) : 欧州地域開発基金から 67 億ユーロ

ROP は、ルーマニアの全ての地域において持続的で包括的、スマートな成長を促進することを目指したプログラムであり、主に次の優先事項がある。

- ・ 中小企業が取り組むスマート技術分野における技術移転・イノベーション支援
- ・ 高成長分野を中心とした中小企業の競争力の強化
- ・ 建造物、公共照明や持続可能なエネルギー利用支援による低炭素経済を促進
- ・ 持続可能な統合的都市開発、開発が遅れた都市区域の再生を目指した支援

5) OPAC (行政能力運営プログラム) : 欧州社会基金から 5 億 5000 万ユーロ

OPAC は、ルーマニアの行政および司法制度の効率性、透明性、アクセシビリティの向上を目的としたプログラムであり、主に次の優先事項がある。

- ・ 行政の主要機能の強化と、その機能を実行する行政能力の改善
- ・ 司法制度の機能改善。市民や企業に提供されるサービス改善のため、共通基準・手順・品質管理システムを導入することで地方行政と司法の意思決定を強化
- ・ 倫理と廉潔に対する課題解決のため、公的行政と司法制度で予防的枠組みを構築

6) OPTA (技術支援のための運営プログラム) : 欧州地域開発基金から 2 億 1,000 万ユーロ

OPTA は欧州構造投資基金の管理を支援するプログラムである。本プログラムは、欧州基金省の「大規模インフラ・人的資本・競争力および技術支援プログラム」と地域開発・公共行政省の「地域開発管理能力プログラム」の両者によって管理されている。

7) OPAD (最貧者支援運営プログラム) : 欧州最貧者援助基金から 44 億ユーロ

OPAD は、最貧者に対し、調理済食品などを含む基本的な食料、学校用品、新生児の衣服、衣類や履物、衛生用品などを配布することによって、社会的結束を強化し、極度の貧困を減らすことに貢献するプログラムである。なお、この援助に加えて、ルーマニアには他にも、極度の貧困に暮らしている人々を対象とした国内プログラムがある。

8) NRDP (ルーマニア全国農村開発計画) : 欧州農業基金からの 81 億ユーロ

NRDP は、次の目標を通じて農村地域の戦略的発展を支援する。

- ・ 農業関連企業の再構築と生存率の向上
- ・ 農村の活動レベルの向上を図った天然資源の持続的な管理、気候変動対策、経済活動の多様化、雇用創出、インフラ整備、サービス提供など

上記のほか、漁業運営プログラム (1 億 7000 万ユーロ) と地域協力プログラム (4 億 5,000 万ユーロ) がある。

さらに、2016 年初頭、欧州投資銀行グループ、ルーマニア政府、欧州委員会の三者間で、ルーマニアにおける中小企業プロジェクトに関する合意書が締結された。その下で、約 5 億ユーロの新規資金が中小企業に対して提供されると予測されている。そのうち 1 億ユーロ分がルーマニアに配分された欧州構造投資基金から供出され、リスク分担メカニズムを通じて商業ローンで活用される予定である。それにより、多くの中小企業が低い金利かつ改善された担保要件のもと、有利な条件で支援を受けることが可能になる。

さらに 2017 年、欧州投資銀行グループから、2014-2020 年の期間中にルーマニア全土で実施する優先輸送インフラプロジェクトのため、欧州構造基金投資基金との共同融資金 10 億ユーロの貸付がなされた。

2.4 投資促進組織

投資促進のためのルーマニア政府による公的機関としては、ビジネス環境・商業・起業省傘下の「Invest Romania」 (<http://investromania.gov.ro/web/>) が窓口となり、ウェブサイト等で各種情報提供を行っている。ルーマニアは所得と資本に対する脱税防止協定を 80 以上の国と締結するなどの努力はしている一方、日本との社会保障協定は締結されておらず、駐在員の二重課税問題など、日本にとっていくつかの課題が残っている。

国際レベルでルーマニアは、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)、世界貿易機関 (WTO)、欧州自由貿易協定 (EFTA)、中欧自由貿易協定 (CEFTA)、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行 (国際復興開発銀行、国際金融公社)、欧州復興開発銀行 (EBRD) に加盟している。ルーマニアは EU 加盟国として、EU 共通商業政策に賛同し、欧州委員会を重要な国際貿易関連事項、特に WTO 内の交渉のための共同交渉機関として受け入れている。また、EU が採択しているダンピング措置および反補助措置に対応し、他の EU 加盟国に対する貿易防衛策・手段を採用しないことを決めている。

ルーマニア国内では、国内経済やビジネス環境に影響のある問題について政府その他の公的機関による一貫した基盤を作るために、「ルーマニア開発連合（CDR）」が結成されている。これは、在ルーマニアの主要ビジネス団体（ルーマニア・ビジネスリーダー協会、外国投資家評議会、米国商工会議所、ルーマニア・ビジネスマン協会など）と、複数カ国の大使館の商業関係書記官らで構成されており、CDRはルーマニア政府と覚書を締結している。その他にも、投資促進を含め、会員の利益を促進するための事業団体や連合がある。

第3章 事業拠点の設立

3.1 事業経営関連法規

ルーマニアの会社法の枠組みでは、欧州大陸の伝統を大幅に取り込み、政府の援助や介入なく民間企業が繁栄し競争できる自由な市場環境を提供することが目的として謳われている。この枠組みは、ビジネスを迅速かつ効率的に実行する推進力の役割を果たし、市場への参入、市場からの撤退を容易にするための努力目標である。また、これは EU 全体の資本、労働力、商品・サービスの自由な移動を促進するための体制に対応した EU 加盟国の枠組みでもある。現在のルーマニアには、企業管理、株式市場や資本市場の運営、投資、競争、労働、会計をカバーする、複雑な法体系がある。

拠点設立に関して最も重要な会社法（法律 1990 年 31 号）は、1990 年に単一法として施行され、以降ルーマニアの変化に沿って補足、訂正、近代化されてきた。2006 年の改正では、株式会社の企業統治に関し、役員会や株主総会における企業取締役の権限・義務・権力についての重要な変更がなされた。

ルーマニア市場に参入する際は、資本市場を規制する主な法律である「資本市場法」の特徴を知っておく必要がある。また、投資家、ブローカー、上場企業などが参入する場合は、はるかに幅広い法的枠組みを考慮しなければならない。これは、具体的事項に関して詳細を規定する規制、規則、決議、決定、要領、承認などの二次的法規があるためである。二次的法規の詳細レベルの一例として、上場企業の株主の投票要領についての規制が、FSA（財務監督当局、当時は「国家証券委員会」）によって発行されている。

また、2016 年 1 月にブカレスト証券取引所より新しい企業統治規程が発行された。新企業統治規程は、規制市場で株式上場が認められた企業に関する一連の原則と勧告からなる。それにより、既存の成功事例（ベストプラクティス）を基に、透明性・信頼性の要件を考慮して、ルーマニアで国際的に魅力的な資本市場を構築することを主な目的としている。

外国投資家としては、ルーマニア国内法により国内投資家と平等な取扱いが担保されると同時に、一方では政府が万が一違法な措置をとった場合、国際条約による保護及び権利を申告する手段が提供されている。そのため、外国投資家によるルーマニアでの事業設立に関して、特定の投資承認は必要とされない。

3.2 事業形態

ルーマニアにおける事業形態には多くの種類があり、下記に列挙するとおりである。一般的に、外国投資家が使用する事業形態は有限会社である。その理由として

は、行政から求められる諸条件や手続きが簡単で最低資本金も安く、その他の形態と比べてもリスクが低いためである。しかし、株式上場を計画する投資家にとっては、株式会社も魅力的な選択肢であると言える。

1) 有限会社 (SRL)

SRLの資本は最低200レイ(約40ユーロ)で、単価10レイ以上の株に分割できる。SRLの株主数は最低1人、最大50人である(個人または法人)。外国資本の有無による差別はない。

法人または個人は、SRL一社のみのもので単独株主になることができる。複数の企業を株主とした新たなSRLを開設するには、それら以外の者が最低1単位株を保有する必要がある。単独株主によるSRLが、新たに単独株主として異なるSRLを開設することはできない。

株主の責任は、その資本金における保有割合が限度額となる。

SRLの定款、または株主総会により一人または複数の役員を任命できる。役員は、ルーマニア人・外国人を問わず、無制限または制限された権限を持つことができる。役員はSRLの経営に関する行為を任される一方で、会社の重要決定事項は株主総会の承認を受けなければならない。

2) 株式会社 (SA)

SAの最低法定資本は9万レイ(約2万ユーロ)である。SAの株式は保持者登録式または無記名式があり、2名以上の個人または法人が株主になれる。また、公的法人または民間法人も株主として参加可能である。

SRLとは異なり、SAは債券を発行できる。

株式会社の経営体制では、以下の1階層式または2階層式のうちのどちらかを選択できる。

一層式経営体制は、奇数の役員からなる取締役会で会社を経営することになる。取締役会が、そのうちの役員から1人または複数の取締役(Director)に会社の経営を委任する。なお、財務監査の対象となる会社については、取締役は最低3名必要である。

二層式経営体制では、取締役会と監査委員会がそれぞれ次の責務を担う。

- ・取締役会は、会社の経営活動を実施し、監査委員会に報告する
- ・監査委員会は、取締役会の活動を常に監理し、株主総会に報告する

なお、取締役会、監査委員会のメンバー企業との間で、一般勤務契約の代わりに会社経営契約を締結可能である。

3) 駐在員事務所

駐在員事務所とは、親会社（通常は外国企業）がルーマニアにおいて、当局からの許可による範囲で非商業活動を行うために設立される会社を意味する。

駐在員事務所を登録するには、親会社の代表者がビジネス環境・商業・起業省に申請し、許可料として毎年 1,200 米ドル相当の料金を支払うことになっている。

認可を取得した駐在員事務所は、管轄税務当局に登録し、所得税として 18,000 レイを毎年 2 月末日までに当該年度分として納めなければならない。駐在員事務所は、年間税務申告書を課税年度の 2 月最終日までに提出することが義務付けられている。また、ルーマニアの法律に基づいた会計台帳を保有する必要もある。

4) 個人事業主

個人事業主（PFA）は、法人を設立することなく、個人が経済活動を行うための最も簡単な企業形態である。個人事業主による登録・許可、経済活動に関する主な法規は緊急政令 2008 年 44 号。

原則として、PFA は主に自らの労働により、法律で認められた経済活動をあらゆる形で実行する権限がある。PFA になるには、財務関係法に関する犯罪歴などを証明し、前科がない 18 歳以上のルーマニア人または EU 加盟国の国民である必要がある。

また、PFA の形で経済活動を実施するためには、使用権を有する事務所を登録し、保健、衛生、環境保護、労働保護などの法規の条件を満たしている旨、自己申告する必要がある。PFA 登録のための資本金は不要だが、登録の際は、活動分野に関連した学位証明書などを提出し、必要資格を証明しなければならない。

PFA の責任範囲は保有財産が基本となり、その活動停止は、本人の意志または本人の死亡によって成立する。

5) 外国企業の支社

外国企業の支社は法人格及び株式資本を持たない事業形態である。また、支社は親会社の一部であるため、親会社の活動範囲を超えることができない。

6) 連携

連携はルーマニアであまり使用されない事業形態だが、法律上はこの形態は 3 つに分類される。

- ・一般連携（societate in nume colectiv、合同代表企業）
- ・有限連携（societate in comandita simpla、単一代表企業）
- ・株式による限定連携（societate in comandita pe actiuni、株式代表企業）

3種類のいずれも、企業の責任は各連携者の契約に応じ、無制限の連帯責任となる。債権者は連携企業に対して責務履行を要求できるが、15日間対応ができなかった場合、連携企業に対して必要な手続きを求めることになる。

なお、株式による限定連携の場合のみ、最低株式資本額は約2万ユーロとして制定されている。その他の連携方式に関して資本に関する要件はない。

7) コンソーシアム

ルーマニア国内法では、コンソーシアムとよばれる合弁契約企業も許可されている。各参加者が賛同契約に基づいて共通の事業目的を持つ企業形態である。

ルーマニアでは、コンソーシアムは法人格を持たない。したがって、第三者からコンソーシアム自体に対しての請求権はなく、それぞれの参加者が請求の対象となる。

8) 経済利益団体 (EIG)

EIGは、2者以上の個人または法人が限定期間においてそれぞれの事業を促進し業績を上げるために作る団体のことを指す。会員数は最多でも20名である。

EIGが第三者との合意書などで団体として責任を持つことを明示しない限り、その責任は無限の連帯責任となる。また、EIGはその他のEIGの団員になれず、さらにその参加会員企業の株を保有できない、株式や証券などの金融ツールを発行できないなどの制限がある。

EIGは公的権限、公務、ビジネス環境の透明性及び汚職の防止・処罰をめぐる法律(2003年161号)により規定されている。

9) 欧州経済利益団体 (EEIG)

EEIGはEIGに類似した事業形態である。EEIGはEUのいずれの加盟国でも設立でき、ルーマニアにおいて支店、支社、駐在員事務所、さらには国内法に対応した法人格のない団体としても機能できる団体である。EEIGの支社・支店の登記内容はEIGの登記と同様である。

EEIGは欧州評議会(EEC)の欧州経済利益団体をめぐる規制(1985年7月25日付2137号)及び国内法(2003年161号)により規定されている。

10) 欧州企業 (SE)

欧州評議会の欧州企業の体制をめぐる規制(2001年2157号)により、EU内において欧州企業(SE)を開設することができる。SEは事務所を登記した加盟国の法律により規定された「公的有限会社」としてみなされる。

SE の資本金は最低 12 万ユーロと高額であり、大企業に適した形態である。SE の正式名称にはやはり、「SE」という頭文字が付される。

SE には株主総会があり、SA と同様に取締役会による一層式経営体制または取締役会及び監査委員会からなる二層式経営体制のどちらかを持つことになっている。

3.3 商業法

ルーマニアの企業関係法は、企業が効果的かつ効率的に競争し、成長する枠組みを提供することを目的としている。そのうち会社法は、各種企業の設立から清算までを具体的に規定した主要な法律である。会社法には、一般規則と、事業形態ごと（例えば、株式会社、有限責任会社、一般提携、有限提携、株式限定提携など）の特別規則がある。

また、銀行関係事業、保険業、産業活動などの業種別に見ると、それぞれの事業の設立、組織、運営条件、市場における許可、資本限度額などを規制する特殊法がある。これらの特殊法に明示されていない条項は、やはり会社法によって規定されることとなる。

また、商業登記局（CRO）の運用をめぐる特殊法がある。それは、新会社の設立手続に関する規定、事業を合法的に進めるために商業登記所で行う会社登録手続き、CRO の組織、法的規定に違反した場合の罰則などを制定した法律である。

さらに、中小企業（SME）の設立と発展を激励するための特殊法がある。ここにおいて、中小企業は次のように定義されている。

- ・年間平均従業員数が 250 人未満の企業。
- ・当該企業の最新の承認済み会計報告書で、年間売上高が 5,000 万ユーロ以内（レイ相当）、または総資産額が 4,300 万ユーロ以下の企業。中小企業に対しては、政府による支援、政府が保証する貸付などのインセンティブが法律により制定されている。

3.4 事業参入

A) 新規法人の設立・登記

企業の登記目的は、法律によって認められた組織となることである。企業が設立されると、その事業を合法的に行えるようになり、株主の責任が軽減され、株式または創業者とは別に取り扱われる組織となる。

企業設立のためには、いくつかの法的手続きを段階的に行うことが必要である。企業活動は、株主が新規企業の資本を出し合って事業分野を特定する「定款」によって規定され、これは株主全員によって締結される。

新企業は、企業名と登録された住所を持たなければならない。企業名を利用できることを確かめるため、まずは企業名を商業登録局（CRO）に予約する必要がある。住所に関しては、企業の所有物件または賃借物件の所在地を登録することができる。

登記の際は、消防関係、労働安全衛生、保険、環境などの法規を遵守しなければならない。実務上は、企業営業のための許可手続きは企業登記と同時進行で行われる。許可手続きのためには、企業の株主または役員が、事業に関連する特定法規が求める必要条件を満たしているという宣言書を提出することになっている。当局からの許可・承認は登記手続き後に取得することになる。

定款の作成日より15日間以内、定款にその他法律によって要求される書類を添えて、企業を設立する県の商業登録局（CRO）に提出しなければならない。CROでは、企業設立に関する法律条件が満たされた場合、その日から5日以内に会社の設立を承認する決議を出し、商業登記簿への登録を命じる。その後、CROによる決議より24時間以内に登記簿への登録が行われる。

企業登録手続きの完了後は、その旨を利害関係者に開示すべく、設立決議が官報に掲載される。企業は、CROの登記簿に登録された時点から法人格が得られる。企業の種類によっては、追加の法的要件が課せられることもあり、場合によっては、登録前に関係当局からの事前承認が必要になることもある。例えば、保険会社の設立の際は、FSAからの承認、銀行業務の設立の際はルーマニア国立銀行による承認が必要となる。

B) 既存事業への参入

▷既存法人への参入

ルーマニアでの事業に参入する前に、ルーマニア法によるメリット・デメリットを検討すべきである。既存事業に参加するには、資産購入または株購入の方法がある。

資産購入は、株主となることによる責任を回避しようとする投資家が選ぶ方法である。購入対象資産は不動産、証券、設備、知的財産などであり、それによる権限と責任は商業上の契約書、許可類、勤務契約などとなる。資産購入のデメリットは、商業上の契約書、許可類、勤務契約を請け負うために、その契約の相手方、または管轄機関の同意を得る必要があること、さらに名義譲渡のために法律に規定された手順を踏まえる必要があることなどが挙げられる。

一方、株購入は購入対象企業の株主から全株を購入することを意味する。個人または法人のどちらでも株を購入することができる。対象企業の種類によって、株購入の手順が異なる。

有限会社からの株購入の場合は、その企業の総会において、全株主の4分の3以上からの承認が必要である。また、対象企業の株主総会における該当取引承認決定を官報に公示しなければならない。官報公示日から30日間、対象企業に対し債権その他の利益のある者からの異議申立ての期間を置くことになる。官報公開日から30日が経った後、または異議申立てがあった場合はそれが管轄裁判所から却下された日に、株の譲渡が実現する。

株式会社からの株購入の場合は、対象企業の総会での承認やCROへの届け出などの必要はない。所有者名義の株の場合は対象企業の株主台帳に登録し、特に名義がない株の場合は株式証明書自体の譲渡によって成立する。上場している株式会社の株譲渡の場合は、証券取引規定に従って行うことになる。

▷増資による参入

増資は、資産、現金または債権交換によって企業が新規株を発行することを意味する。増資をするためには、株主総会の承認を受け、CROに届け出なければならない。

株式会社の場合、資本増加分の株に対し、既存株主が現在の株の所有率により新規株を取得する優先権を持つ。第三者からの購入は、既存株主が優先的に取得できる期間が満了してから、未所有の株のみに対して可能である。

債権交換による増資は、当該企業に対して債権のある者がその金額を株に変換する場合に行われる方法である。この場合、当該企業が債権者とともに、債権額を新規株の譲渡により消化することについて合意しなければならない。

3.5 合併・買収

ルーマニアにおいて、合併と買収(M&A)は会社法、会計上の要件に関する財務省令の特別規定、さらにCROへの登記の実施に関する特別規定に従って行われる。

M&Aでルーマニア事業に参入するためには、会社法で認められた下記の2種類の方法がある。

- A) 1社の合併される側の企業が解散せず、全ての資産を吸収側の企業に移動する。
合併された企業の株主が、その元の株に対して吸収側の企業の株を受け取る方法。
吸収側の企業は、配布する株の10%以内を現金で支払うことができる。
- B) 2社以上の合併される側の企業が解散せず、全ての資産を一つの新企業に移動する。
合併された企業における株主は元の株に対して、新企業の株を受け取る方法。
この場合も、吸収側の企業は、配布する株の10%以内を現金で支払うことができる。

合併には数段階がある。

- ・関係企業それぞれの総会において、合併の基本計画を決定し、合併の規約について交渉するための取締役を任命する。
- ・合併計画の準備をする。
- ・合併計画を CRO で登記する。
- ・合併計画が官報で公示された後、合併企業の債権者などからの異議申立てのために 30 日間を置く。
- ・関係企業それぞれの総会において、合併を決定する。
- ・関係企業から合併関係文書を CRO へ提出する。CRO から合併の件が管轄裁判所へ転送され、管轄裁判所から承認が発行される。

合併を計画する際は、合併企業の価値評価、合併に対する合併ボーナスの発行、税金関係の影響などを検討すべきである。また、合併前に、再編により法律上の問題が起こらないように株主会による評価を実施すべきである。合併企業の業種によっては、合併実施日前に第三者や関係者、関係当局、従業員代表、契約先などへの通知が必要になる場合がある。

3.6 事業からの撤退

事業からの撤退方法には数種類ある。種類によっては、他者による管理となり、また清算が必要になる場合がある。しかしながら、撤退を決心した当事者にとっては撤退時期の決定と、損害がなるべく発生しない方法であることが重要である。現在の状況から先読みして撤退することが必要であり、倒産や資産整理に陥ってしまったからでは遅い。計画性と戦略のない撤退は、費用がかかり痛みを伴うものである。

複数の株主を持つ企業にとっての撤退とは、株を他の株主に売却することを意味する。また、中規模の企業では経営権の売却または引継ぎとなることがある。いずれの場合でも、撤退実施前には撤退戦略プロセスを固めなければならない。

企業の設立が、会社名を予約してから CRO での登記をするまでの最短 2 日間で可能であるのと異なり、会社登記を CRO から抹消するには、負債なく整理する場合 2 ヶ月間、負債がある場合は 2 年間かかることがある。事業終了にかかる費用も相応に高額になる。

事業終了には、CRO で清算、資産整理、抹消するための 3 段階が課せられているが、企業を解散する際に、株主の合意を得られないことがある。特に、負債があったり利益が無かったりする際は、十分注意が必要である。

A) 事業からの意図的撤退

企業の意図的解散の手順は、業種にかかわらず下記の 3 段階からなる。

- (i) 株主総会により資産整理を決定し CRO に届け出る。
- (ii) 公認清算士により清算手順を実施する。なお、公認清算士とはルーマニア倒産実施者全国組合の登録者を意味する。
- (iii) 会社を CRO から抹消する。

支社の解散のためには、株主総会による決定書と事業免許書の原本を地域の CRO に提出することになっている。

ルーマニアで設立した会社の意図的な撤退を開始すると、原則として自動的に清算プロセスが開始される。ただし、特定の条件下においては、公認清算士を必要としない「同時清算」手続きがある。それは、有限会社と例外的な特定企業のみ適用される簡素な手続きである。

株式会社や株式による限定連携の場合、同時清算手続きは適用できない。また、企業の負債の清算または消化後、株主が企業の残存資産の配分に合意できない場合には、必ず清算士を任命する必要がある。

企業の撤退が総会で決定された日から、企業の整理後は、企業の役員などによる取引はできなくなる。それは、取引に関する責任をその個人が負うことになってしまうという問題が生じるためである。

撤退決定日以後、会社の負債整理のために、企業の管理は任命された清算士に移行する。清算過程完了後、清算士が整理して得た現金は株主に配分される。清算完了後、当該企業は商業登記簿から抹消される。

B) 破産、倒産、強制清算などの強制撤退

ルーマニアにおいても、2009～2011年の経済危機で、大小問わずかなりの数の企業が破産した。現行の倒産関連法は、負債のある会社に対して財務関係の義務を果たさせると同時に、万が一の撤退時の影響を最小限に抑えるための緩衝材のような役割を果たしている。

破産防止及び破産手続きに関する法律（2014年85号、以下「倒産法」と表記）は、企業、企業グループ、貸付業者、保険会社、国際的倒産手続きなどをまとめたものである。倒産法は、EUの倒産関係方針と規制及び国連の国際貿易法評議会による倒産法を主な基盤としている。ただし、ルーマニアの倒産法は次の新たな観点を盛り込んでいる。

- ・必要に応じ、同一企業グループに対する倒産手続きの枠組みを設定。
- ・債権者や負債者に対し、倒産申請に対する調査前に、負債者の資産を確保する暫定措置を可能とする。
- ・民間企業については、公的ローンを利用した企業も負債返済に向けた努力を奨励。

そもそも倒産とは、損益の上では黒字だが、現金がなく負債が払えない状況を指す。負債の支払期限が60日過ぎても払えない場合に「倒産」とみなされる。また、負債の支払期限日に必要な資金がないと見込まれる場合、「倒産見込み」という状況になる。

倒産法では、負債企業を強制執行からなるべく保護したうえで再編できるようにするとともに、債権者が受け取るべき債権を取得できるようにすることを目的としている。

倒産は、該当該企業の取締役、債権者、法律に明示された個人もしくは機関のいずれかが宣言できる。倒産手続きは、負債額が4万レイ以上になった時点または従業員一人あたり総月給の6ヶ月分以上になった時に開始される。

法律による規定では、倒産に係る事態が発生してから30日以内に負債企業は倒産手続きを申請しなければならない。また、会社法により清算中の企業の場合、任命された清算士が企業の倒産事態を認識した時点で、倒産宣言を提出しなければならない。

倒産手続きは、「一般手続き」と「簡易手続き」の2種類がある。

一般手続きには、司法再編段階と破産手順段階がある。簡易手続きは、倒産企業が法律上の特定条件を満たした場合に適用され、破産手順のみからなる。

なお、過去5年以内に司法再編を行った負債者が倒産手続きに入る場合は、再び司法再編する対象にならない。

司法再編とは、再編計画の準備・承認・確認・実施・フォローアップの準備を意味する。再編計画には下記の活動が含まれる。

- ・負債者の営業関連または財務関連の業務を再編すること。
- ・会社資本金の構成変更により企業を再編すること。
- ・負債者の全部または一部の資産の清算により企業活動を縮減すること。

一方、破産手順とは、一般手続きまたは簡易手続きのどちらかの手順を踏んでから、負債企業の資産を清算後、その企業をCRO（商業登記局）から抹消することとなる。

裁判所の決定により倒産手続きが開始されると、負債者からの訴訟や強制執行申請などは全て中止され、全てのやり取りが倒産手続きの下で行われるようになる。なお、司法再編手順中には光熱費などの契約は解除できない。

倒産手続き中は、企業における全ての営業、法律上の活動はできなくなり、関係裁判所の「倒産専門裁判官」の管理下で、任命された清算士により清算される。一方、債権者の権利を代表し、債権者総会が組織される。

倒産手続きの終了については、下記の場合、倒産専門裁判官から命じられる。

- ・負債者の保有資産がなくなった場合

- ・ 負債者の資産では倒産手続きの行政上の費用が負担できず、債権者もそれを負担しない場合
- ・ 負債者の全ての責任が消化された場合

第4章 就労許可及び滞在許可

4.1 査証、在留資格、終了許可、滞在許可

EU圏外の国民がルーマニアで事業や就労活動をするには、一般的には入国前にルーマニアの短期または長期ビザを取得しなければならない。一方、米国、カナダ、日本など特定の国民について、一時的な滞在の場合、入国ビザは不要である。これらの国々には、現在90日から180日までの短期滞在が許されている。

労働ビザは、経済・商業目的、契約または交渉目的、その取引対象の商品の用途を把握または確認する目的、人材研修目的、ルーマニアにある企業の株主となる目的の外国人に許可される。労働ビザの資格がないEU圏外の国民は、ルーマニアで就業する前に就労許可を取得しなければならない。

ルーマニア入国関係法により、勤務形態としては主に常勤就労者と高度技能者の就労許可が整備されている。就業者の職場、資格、報酬のレベルによって、雇用者がどちらかの就労許可を申請することになる。例えば、高度技能者であっても、就業先での給料が高度技能者基準に達しない場合は、単なる常勤就労者と登録されることになる。

ルーマニア企業の役員として、または海外企業のルーマニアにおける支社、支店、駐在員事務所のマネージャーとして任命された外国人は、特定の条件を満たした場合、就労許可が必要なく滞在許可を取得することができる。

就労許可取得後60日間以内に、D類長期ビザを申請しなければならない。就労用長期ビザにより、発行後6ヶ月間以内、90日間の滞在が許され、その保持者は入国直後から就労できる。

また、滞在期間を90日間よりも延長するには、長期ビザ保持者のみ、ルーマニアの滞在許可を申請することができる。その場合、長期ビザの満了日より30日前に滞在許可を申請しなければならない。なお、EU加盟国からの異動者とその家族員には、ルーマニアから就労許可を取得する必要がない。

4.2 入国の段階と所要時間

A) ルーマニア法人における就業の場合

▷申請手順（合計期間3～4ヶ月）

1. 対象となる業務が可能なルーマニア人（もしくはEUの就業者）がいないことを確認する募集手順（雇用条件を満たしたルーマニア国民がいる場合は、外国人より優先されるため）。法律による募集期間は20日間。ただし、高度技能者の場合は不要。
2. 文部科学省発行の卒業証書など、証明書を取得（申請日から30日以内に発行）。

3. ルーマニア政府による、現地就業用の就労許可（申請日から 30 日以内に発行）。
4. D 類または AM 類長期就労ビザの発行（申請日から 10 日以内に発行）。
5. 現地就労用の滞在許可の発行（申請日から 30 日以内に発行）。滞在許可期間は、通常就業者の場合 1 年間、高度技能者の場合 2 年有効。なお、滞在許可は更新可能。

▷特定要件

- ・政府に対する税金は、従業員 1 人当たり 400 ユーロ。
- ・常勤就労者の給料は、全国平均グロス給与（2017 年時点で、一ヶ月あたり 4,162 レイまたは 905 ユーロ）以上でなければならない。
- ・高度技能者の給料は、全国平均グロス給与（現在一ヶ月あたり 4,162 レイまたは 905 ユーロ）の 4 倍以上でなければならない。
- ・また、高度技能者の場合は、目的業務に関連した大卒以上の証書を有し、勤務契約期間が 1 年以上でなければならない。
- ・ルーマニアにおける就労許可用の提出文書のうち、犯罪履歴、アポストイーユ付き証書など、申請者の本国当局から取得するものがある。

B) EU 外の企業からの異動者または ICT の場合

▷申請手順（合計期間 3～4 ヶ月）

1. 文部科学省発行の卒業証書など、証明書を取得（申請日から 30 日以内に発行）。
2. ルーマニア政府による、ICT または異動者用の就労許可（申請日から 30 日以内に発行）。
3. D 類または DT 類長期就労ビザの発行（申請日から 10 日以内に発行）。
4. ルーマニアの労働管理局に対する異動期間開始通知書の送付（2～3 日間）。
5. 異動者または ICT 用の滞在許可の発行（申請日から 30 日以内に発行）。滞在許可期間は、一般異動者の場合 1 年間、ICT 就業者の場合 2 年有効である。

▷特定要件

- ・政府に対する税金は、従業員 1 人あたり 400 ユーロ。
- ・常勤就労の異動者の給料は、全国平均グロス給与（2017 年時点で、一ヶ月あたり 4,162 レイまたは 905 ユーロ）以上でなければならない。
- ・ICT 就労者は、経営陣または専門家としてのみ異動可能である。
- ・一般異動者の場合は、出向元と出向先の企業の合意書が必要。ICT 就労者の場合は、さらに出向元と出向先の関係を証明する文書が必要である。
- ・ルーマニアにおける就労許可用の提出文書のうち、犯罪履歴、アポストイーユ付き証書など、申請者の本国当局から取得するものがある。

- ・ EU 圏外の出向元企業から、異動開始より 5 日間以内に、ルーマニアの労働当局に対して通知書を送付しなければならない。

C) EU の企業からの異動者の場合

▷EU 在住文書を保有する、EU 圏外の国民のための申請手順（合計期間 1～2 ヶ月）

1. D 類または DT 類長期就労ビザの発行（申請日から 10 日以内に発行）。
2. ルーマニアの労働管理局に対する異動期間開始通知書の送付（2～3 日間）。
3. 異動者用の滞在許可発行（申請日から 30 日以内に発行）。滞在許可期間は 1 年間で、更新可能である。

▷特定要件

- ・ 政府に対する税金は、従業員 1 人当たり 180 ユーロ。
- ・ 常勤就労者として異動する場合の給料は、全国平均グロス給与（2017 年時点で、一ヶ月あたり 4,162 レイまたは 905 ユーロ）以上でなければならない。
- ・ 申請者は在住中の EU 加盟国による在住証明書を保有しなければならない。
- ・ EU の出向元企業から、異動開始より 1 日前までに、ルーマニアの労働当局に対して通知書を送付しなければならない。

▷特別規定

- ・ 在 EU 企業より出向する異動者は、その出向元の企業のある国の在住証明書を保有していれば、就労許可の取得が免除となる。ただし、その場合の異動者はルーマニア国内における法律上の住所を持ち、ルーマニアの滞在許可を取得しなければならない。
- ・ EU または EEA またはスイスから出向する異動者は、その出向元の国における在住証明書が有効である限り、ルーマニアにおける異動者としての在留期間が延長できる。

4.3 就労許可または滞在許可の更新または変更

ルーマニア当局による滞在許可の滞在許可期間は通常 1 年間で、更新可能である。一方、特定の場合に限り、当初から 2～5 年間有効な滞在許可を発行可能である。

なお、ICT 異動者の場合と欧州・EEA・スイスに駐在する出向元の場合以外、異動者用の滞在許可は一年を超える延長ができない。したがって、一般異動者はルーマニアでの滞在を延長するために、在留目的を変更しなければならないことになる。

ICT 異動者の場合は、入国用文書の有効期間が専門家の場合は最大 3 年間、研修者の場合は最大 1 年間である。異動期間を 3 年より長くするためには、当該外国人は一旦国外退出し、新たな異動手順を実施しなければならない。

ただし、前述したとおり、EU、EEA、スイスのいずれかから出向する異動者は、その出向元の国における在住証明書が有効である限り、ルーマニアにおける異動者としての在留期間を延長できる。

一般的に、ルーマニアにおける滞在許可を更新するには、許可期間満了日より 30 日間前までに申請しなければならない。

4.4 異動者の納税登録

ルーマニアにおいて何らかの活動をするために任命された外国人は、特定条件が満たされている場合、任命日から 30 日以内に税務登録をしなければならない。

ルーマニア企業などで活動をする外国人は、居住者でなくとも、国内において滞在した日数にかかわらず、その収入に対してルーマニアで納税しなければならない。ただし、二重課税防止協定がある場合、その規定が優先される。この規定に基づく免税申請のためには、本国における在住証明書とそのルーマニア語訳文を提出しなければならない。

二重課税防止協定がない、または何らかの理由により免税申請ができない非居住者は、ルーマニアでの活動の初日からルーマニアの課税対象者となる。

課税対象者個人が毎月の所得税を計算して届け出をし、翌月 25 日までに納税する責任を有する。納税期限の不順守に対しては、滞納金や罰金が発生する。

なお、現地で勤務契約をする外国人の場合は、そのルーマニアの雇用者が所得税を計算して届け出をし、納税する義務がある。

また、異動者の出向先となっているルーマニアの企業は、それぞれの個人異動者に関して、活動開始と終了を 30 日間以内に、税務当局に通知する義務がある。この義務は、長期・短期にかかわらず適用される。

第5章 会計と監査

5.1 会計及び財政報告

会計・財務の報告や監査に対する要件は、EUのガイドラインに記載された会計・財務報告に基づいている。

会計・財務報告を制定する現行の法律には、改正法（会計法）1991年第82号改正法と、財務省令2014年第1802号、さらに国際財務報告基準（IFRS）に基づいた、ルーマニアの財務報告の作成をめぐる財務省令2005年907号、同2006年1121号、同2012年881号、同2016年2844号がある。

ただし、銀行、銀行以外の金融機関、保険業者、保険ブローカー、年金機構など、ルーマニア国立銀行（NBR）または財務監査当局（FSA）の管轄下となる組織の規定は、その当局による特定の財務規定を元に制定されている。

会計法では、ルーマニアの個人および法人に関する一般的な会計枠組みが制定されている。財務省令2014年第1802号では、財務報告及び関連会計の要件が規定されている。財務省令2014年第1802号は、以前の独立財務報告書をめぐる第4方針と連結財務報告書をめぐる第7方針を更新した欧州議会・理事会指令2013年第34号における年間財務報告、連結会計報告、特定種類の請負に対する報告書に関する規定を反映すべく、2015年1月1日から発効している。

この財務省令は、規制市場で上場許可されていない企業をカバー範囲としている。それらの企業は、特定基準により、配当用に財務報告書を完全または簡易な形で作成し、総会で承認するよう義務付けられている。

財務上、企業は、零細企業、小規模企業、中規模及び大規模企業の3種類に区分される。現在どれかの種類となっている企業が、連続2年間その区分基準に合わなくなった場合、区分が見直される。

零細企業とは、決算日の時点で下記項目のうち、2項目以上の基準値を超えない企業となる。

・売上高（届け出年度）	300万レイ
・合計資産（年度末）	150万レイ
・従業員数（届け出年度平均）	10人

なお、上記項目はあくまでも財務報告に対するもので、納税に関してはまた別の基準がある（本書の納税関係参照）。

財務省令によると、零細企業は、専用の簡易財務報告書を作成するように求められている。

簡易財務報告書とは、貸借対照表、損益計算書、簡易財務報告に対する注記からなる。

小規模企業とは、上記の零細企業の基準を満たさず、下記項目のうち、2項目以上の基準値を超えない企業となる。

- ・売上高（届け出年度） 3500 万レイ
- ・合計資産（年度末） 1750 万レイ
- ・従業員数（届け出年度平均） 50 人

なお、上記項目のうち、2項目以上の基準値を超える企業は中規模及び大規模企業となる。

中規模及び大規模企業は、完全な財務報告書を作成しなければならない。完全な財務報告書とは、貸借対照表、損益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記からなる。

なお、完全な財務省報告が必要とされていない企業の場合、持分変動計算書とキャッシュ・フロー計算書は任意作成となる。

零細企業による簡易財務報告書とは、簡易貸借対照表、簡易損益計算書、簡易財務報告に対する簡易注記となる。

5.2 連結決算書

株式上場企業ならびに特定基準により限定される企業の場合は、連結決算書を作成・提出する必要がある。連結決算書は、財務省令第 1802 号に基づいた財務報告書に追加して提出しなければならない。財務省令第 1802 号に基づいて報告義務がある企業は、IFRS に基づいた連結決算書を任意で併せて作成することができる。

上述の特定基準とは、直近年度の財務報告によって、下記項目のうち、2項目以上の基準値を超える中規模及び大規模企業のことを指す。

- ・売上高（届け出年度） 4800 万レイ
- ・合計資産（年度末） 2400 万レイ
- ・従業員数（届け出年度平均） 250 人

上記基準を超えないグループは、（本節の連結決算書の要件に対して）「中」または「小」のカテゴリに区分される。連結決算書の提出義務がある企業は、この意味で「大」グループとなる。

なお、全体の成果を作成した大グループの場合、グループが 90%以上の株をもったその企業の一員に対して、残りの株主から連結決算書を作成しないことを承認した場合は、その一員の連結決算書の作成は免除される。ただし、上場企業は免除の対象にならない。

上場企業の支社があるグループは、「中」または「小」グループであっても、連結決算書を免除されることはない。

連結決算書と併せて、監査報告には経営者報告を添付しなければならない。

5.3 IFRS 決算書の準備

財務省令 2005 年第 907 号では、金融機関に対して、利用者への情報提供目的で、2006 年 12 月 31 日に終了する年度に関し、IFRS に基づいた年次財務諸表の提出を求めていた。したがって IAS 第 27 号により、親会社と定義された金融機関からの連結財務報告が暗に必要となっていた。その後、財務省令 2006 年第 1121 号により、金融機関などを対象に、IFRS に準拠した財務報告書の作成に関する追加要件が明示された。

2012 年度以来、規制された市場での証券取引が認められている企業に対して、個別の独立した年次財務報告書は IFRS に従うことが義務付けられた。これらの企業は、財務省令第 1802 号による法定財務報告書を作成する必要がなくなり、財務省令 2012 年第 1286 号に代わり、2016 年第 2844 号が関連会計規定となった。

なお、ルーマニア国立銀行令 2009 年第 15 号により、金融機関に対して発行された法定財務報告書に関して、IFRS に対応した財務報告書の再発行が求められている。さらに、同令 2010 年第 9 号により、2012 年以降は IFRS が金融機関に関する唯一の会計規定となった。

5.4 主な簿記と文書提出をめぐる要件

簿記に関しては、下記の書類整備及び提出が義務化されている。

日常会計業務

- ・日々の収支により更新する少額現金台帳
- ・日常の取引を時系列で入力した会計台帳

月次会計業務

- ・当該月の試算収支書（提出は年一回が必須）
- ・当該月購入・売上を基に翌月 25 日までに支払いまたは回収する付加価値税額。ただし、小規模企業の場合は、回収分を四半期ごとに作成することになっている。
- ・購入売上台帳
- ・日常取引台帳
- ・総合台帳
- ・翌月 25 日までに、給与計算書、給与関連の税金・社会保障費の算出、還付申請額を提出。
- ・該当する場合のみ、翌月 15 日までに国立統計局に Intrastat 報告書を提出。
- ・該当する場合のみ、翌月 25 日までに VIES 報告書を提出。
- ・該当する場合のみ、国内での購入・販売報告を翌月 30 日までに提出。

ただし 12 月のみ、税金の還付申請の期限は 21 日になる。

四半期会計業務

- ・ 法人税還付申請を当該四半期の翌月 25 日までに提出。
- ・ (付加価値税の還付申請を四半期ごとにする企業の場合) 当該四半期の付加価値税の支払い額または回収額を当該四半期の翌月 25 日までに提出。

半期会計業務

- ・ 前年度において売上高が 22 万レイを超えた企業の場合、改正財務省令第 1802 号にしたがって作成した会計報告書。

年次会計業務

- ・ 前年度末から 5 ヶ月 (上場企業は 4 ヶ月) 以内に行った総会后 15 日以内に、財務省令第 1802 号に従って作成した財務報告書を全国税金管理局へ提出。
- ・ 海外企業のルーマニア支社も、財務省令第 1802 号による法定財務報告書を作成し、全国税金管理局へ提出する必要がある。なお、EU 内の支社は、年間会計報告のみ作成・提出する必要がある。
- ・ 資産棚卸し台帳
- ・ 法人税還付申請を当該四半期の翌月 25 日までに提出。
- ・ 非居住者に収入として支払った場合、源泉徴収税の還付額に関する年次税金計算書を、前年度分に対して 2 月末日までに提出。
- ・ 源泉徴収税額、ギャンブルによる収入、資本金の損益を、受益者ごと作成した年次計算書を翌年度 2 月末日までに提出。

5.5 その他の年次財政報告の提出について

会計法に基づいて、全ての業者は財務省・全国税金管理局へ年次決算書を提出しなければならない。提出期限は前年度末から 150 日以内。

財務監査当局の制定対象業者の場合、年次財務計算書を財務監査報告書とともに、財務監査当局に、前年度分を翌 4 月 30 日までに提出する義務がある。

金融機関はルーマニア国立銀行の監理下で、IFRS に基づき、監査のもと作成された法的財務計算書と財務計算書を同銀行へ提出する義務がある。

財務監査当局の監理対象業者となる保険ブローカーは、財務計算書を財務監査報告書とともに、同当局に当該年度の翌年 4 月 30 日までに提出する義務がある。

5.6 監査

上場企業、金融機関、全てまたは過半数の株が国有である企業、国有企業、独立管理の国有企業など、全ての中・大企業に対して、財務監査が義務付けられている。財務監査は、ルーマニア財務監査委員会の会員による監査によらなければならない。

中・大企業とは、決算日の時点で下記項目のうち、直近の連続する年度において2項目以上の基準値を超えた企業を意味する。

- ・売上高（届け出年度） 3,500 万レイ
- ・合計資産（年度末） 1,750 万レイ
- ・従業員数（届け出年度平均） 50 人

また、決算日の時点で下記項目のうち、直近の連続する年度において2項目以上の基準値を超えた企業に対して財務監査が義務付けられている。

- ・売上高（届け出年度） 3,200 万レイ
- ・合計資産（年度末） 1,600 万レイ
- ・従業員数（届け出年度平均） 50 人

上記区分以外の企業は、特定の管轄当局または法規がない限り、財務監査を必要としない。

独立の外部財務監査員による監査を受けていない SA に関しては、会社法により財務計算書とともに、当該企業の監査員による監査レポートが必要となる。なお、SA では独立性及び資格基準を満たした監査員を3人以上任命しなければならない。

監査の適用基準は IFAC（国際会計士連盟）の国際監査基準に従い、CAFR（ルーマニア財務監査委員会）により規定されたものとなる。

法律 1990 年第 31 号（会社法）により、監査が必要とされる企業は当該年度の総会日より 15 日前に株主に対して監査報告を提供しなければならない。

2017 年 7 月 12 日に、年次財務計算書及び年次連結財務計算書並びに他法規の改正をめぐる法律 2017 年第 162 号が官報第 548 号で公布された。その法律の規定により、法的監査の実施者は、法律に従って CAFR に登録し、公的電子登記簿に登録された公認監査員または公認監査業者でなければならない。なお、公認監査員または公認監査業者は ASPAAS（法的監査業務公共監査局）によって公認を受けることになっている。

第6章 税金体制

6.1 税金率の概要

税の区分	税率 (%)	備考
利益税	16	(a)
キャピタルゲイン課税	16	(a)
支社に対する税	16	(a)
源泉徴収税		(b)
• 配当金	0/5	(c)
• 利息	0/16	(d)
• ロイヤルティー	0/16	(d)
• 受託業務に対する税	16	(e)
• 手数料	16	
• 興業及びスポーツ活動	16	
• 清算による収益	16	(f)
• 支社からの送金税	N/A	
• 個人所得税	10	(g)
純営業損失 (年)		
• 逆転繰越	N/A	
• 順繰越	7	(h)

(a) 利益税の節参照

(b) 上記の源泉徴収税は、非在住の個人または法人（以下は「非居住者」と総称する）に該当するもので、非居住者によるルーマニア常駐業者などによる利益とみなせない収入を指す。

(c) 配当金に対する源泉徴収税の節を参照

(d) 利息・ロイヤルティーに対する源泉徴収税の節を参照

(e) 源泉徴収税は一般的に非居住者による受託業務に関連したものである。ただし、国際運送とその関連業務はその限りではない。なお、管理・コンサルティング業務に対して居住者から取得した収入、またはルーマニア常駐企業の経費となっている収入は、業務実施場所が国外であってもルーマニア国内で課税対象となる。

(f) 源泉徴収税はルーマニアの企業の清算による収益に対して適用される。

- (g) 主な個人収入
- (h) 損失救済による利益税の節参照

6.2 法人税の体制

▷利益税

ルーマニアの税務基準法は2004年1月1日から発効した。税務基準法は統合された税務法規であり、発効以来、具体的な私法上の経緯に対する改正を実施したことにより、更に安定した枠組みの基礎となった。なお、2015年9月10日に、従来の様々な改正及び新規規定をまとめ、改正税務基準法が公布され、2016年1月1日から発効している。

▷税務上の年度

ルーマニアでの税務上の年度は西暦と一致している。

なお、納税者により、西暦年と異なる年度を選定することも可能である。ただし、所得税を支払うことになっている零細企業または特定税が適用される納税者は、西暦と異なる年度を選定できない（ホテル、レストラン、バーの特定税参照）。

▷納税者

下記区分の業者がルーマニアで納税対象となる。

- ・ルーマニア法人。ただし各参加者で納税する「透明税」が適用される法人はその限りではない。
- ・非居住者によるルーマニア常駐業者
- ・実際の営業場所をルーマニアにおいた非在住法人
- ・ルーマニアにある不動産に関連した収入、またはルーマニア法人における株の売却や譲渡によって収入を得る非在住法人（資本金による収益の節を参照）
- ・欧州法規に準拠して登記され、ルーマニアで事務所を登録した法人。

ルーマニア法人、実際の営業場所をルーマニアにおいた非在住法人、欧州法規に準拠して登記され、ルーマニアで事務所を登録した法人（例えば欧州企業）は、全世界における収益が課税対象となる。

ルーマニア法人からなる法人格のない協会に関しては、会員となる法人が個々に納税者となる。なお、ルーマニア法人と外国法人からなる法人格のない協会に関しては、源泉徴収税の節を参照。

ルーマニアにある不動産に関連した収入、またはルーマニア法人における株の売却や譲渡によって収入を得る非在住法人の常駐拠点は、ルーマニアからの収益のみに対して課税される。

▷常駐拠点 (PE)

常駐拠点とは、非居住者のための業務が、直接または所属業者により、完全または部分的に行われている場所を意味する。設置場所としては、たとえば、事務所、支店、工場、鉱山、石油または天然ガスの採掘所、6ヶ月以上存在する工事現場などがある。また、EUの他国の法人と関係して再編過程（例えば合併中または、分裂中）にあるルーマニア法人の資産と責務を使用して事業を続けている場所も常駐拠点となる。

ルーマニアの税務基準法において、非居住者のルーマニアにおける活動がPEになるかどうかについて、OECD模範税金協定の第5条の備考が直接参照されている。

PEを持つ非居住者の利益に対しては、そのPE属性を所持する限り、アームズ・レングスの原則により、ルーマニアでの課税対象となる。

ルーマニアの在住法人および海外法人の常駐拠点は、非在住法人または個人と締結したルーマニアにおける建設・組み立て工事、監督、コンサルタント、技術支援など、いかなる事業に対する契約書であっても、関連税務当局に通知しなければならない。

▷税率

基準利益税率は16%である。

ただし、ナイトバー、ナイトクラブ、ディスコ、カジノ（提携契約書を含む）から収益を取得する企業に関して、利益税額が総合収益の5%を下回る場合は、合計収益の5%を利益税とする。

非在住法人のルーマニアにおける駐在員事務所は、毎年18,000レイを当該年2月末日までに納税しなければならない。

▷零細企業の税制度

新規企業、及び前年12月末日の時点で下記の条件を満たした企業は零細企業とみなされ、利益税ではなく、収益に対する税金を納税することとなる。ただし例外もある。

- ・年度の収益が100万ユーロ以下であること。
- ・資本金が政府または地域当局に保有されていないこと。
- ・整理・清算中として商業登記簿または裁判所に登録されていないこと。

零細企業の税金率は下記のとおりである。

- ・従業員がいない企業 3%
- ・従業員が1人以上いる企業 1%

2018年4月1日以降、資本金が4万5千レイ以上、従業員が2人以上いるという条件を満たしている企業は、条件を満たした四半期から利益税の納税にできるか選択できる。

年度中、上記の収益の最大額を超えた企業は零細企業でなくなり、それを超えた四半期以降は利益税を納税しなければならない。

▷ホテル、レストラン、バーの特定税

2017年1月1日以来、宿泊業務、レストラン、ケータリング、バーや飲料提供業務を主要事業または二次的自事業として行い、零細企業ではない企業に対しては、利益税の代わりに、特定税が課せられている。この場合の特定税は固定額と、地域、季節性などの数種の変数からなる計算式により算出される。

▷資本金による収益に対する税率 (%)

在住法人に対して資本金による収益に対する特定税はない。ルーマニアにある不動産の売却または賃貸、ルーマニア法人における株の売却や譲渡、または天然資源の採掘やその売却や譲渡により発生する資本金の収益に対しては、基準利益税が16%課される。

▷配当金

2016年1月1日から、配当金税率は5%となっている。

株主に対し配当金を支払うルーマニア法人は、配当金を支払った翌月の25日までに5%の配当金税を源泉徴収として納税しなければならない。ただし、当該企業が配当金を年度内に実際に支払っていない場合は、年度末の翌月25日までに配当税を支払う義務がある。

下記の場合、ルーマニア法人による配当金に対して、配当税が免除される。

- ・配当金額が、配当金を支払う会社の資本金の10%以上であり、配当金支払日までに1年間連続的に保有している。
- ・配当金が、任意年金基金または民間年金基金、並びに当該企業の株主の権限と義務を行使する公的行政機関へ配布される場合。

ルーマニア法人から非居住の株主への配当金の課税については、源泉徴収税の節を参照。

▷海外収入との相補

ルーマニアにおける利益税に対し、ルーマニアでの税額を限度に、海外での収入に対して納税した税金と相補することができる。そのためには、相手国とルーマニアとの間に二重納税防止協定が適用でき、要求される文書を提出する必要がある。

逆に、ルーマニアと相手国との二重納税防止協定により、二重納税防止措置として税金免除が規定されている場合、ルーマニア法人の海外における常駐拠点の利益税の免除も適用可能である。

▷海外税金損失

EU 圏外の国、またはルーマニアと二重納税防止協定を締結していない国における PE による税金損失は、その PE のみそれぞれの収入源別で、以後 5 年間の収益から控除できる。

▷課税対象利益の算出

課税対象利益は、年度の全収益から全経費を差し引いた額である。ただし、非課税収入や税控除額が減算され、控除不可の費用が加算される。

会計ミスがある場合は、その発生経緯によって（例えば収益登録ミス、損益計算ミス）取り扱いが異なる。

また、ルーマニアの税務基準法には IFRS に準拠した会計規定を適用する納税者用の特別規定も整備されている。納税者は、税額の算出のために税金登録書類を作成し保管しなければならない。

▷非課税収入

非課税収入には下記のような項目がある。

- ・ルーマニア法人からの配当金
- ・ルーマニア法人が、ルーマニアと二重課税防止協定を締結した国における海外法人の資本金の 10%以上を配当金支払日までに 1 年間連続的に保有している場合、そのルーマニア法人が海外法人から受領する配当金に加え、EU 在住法人からの配当金に関しては、その企業の本国で税金から控除されていなければ、ルーマニアでは非課税収入になる。
- ・その他の企業において内部留保、利益または発行ボーナスとして増資登録された株の増加による収益
- ・経費として登録できなかった費用または控除が許可されなかった出費による収益
- ・特定規定によって明示された非課税収入
- ・IFRS に従って会計規則を適用する納税者によって計算・記録された繰延利益税からの収益
- ・IFRS に従って会計規則を適用する納税者によって、公正価値モデルを用いた後続評価時の不動産投資または生物資産の公正価値の変動を表す収益
- ・ルーマニア法人またはルーマニアと二重課税防止協定を締結した国における海外法人が、別のルーマニア法人またはルーマニアと二重課税防止協定を締結した国

における海外法人の資本金の10%以上を1年間連続的に保有している場合、前者による後者の株の評価、再評価、売却、譲渡などによる収益

- ・ 下記条件が満たされた場合、企業の清算による収。
 - (i) 対象納税者が、活動中の企業の資本金の10%以上を1年間連続的に保有していること。
 - (ii) 活動中の企業がルーマニア法人またはルーマニアと二重課税防止協定を締結した国における海外法人であること。
- ・ 企業の資本金の減少により、株主として返還を受けた金額。

▷経費登録可能な費用

利益税の算出に置いて、経済活動の実施のための費用（法規により制定された費用を含む）、商工会議所、経営者協会ならびに業界団体への寄付金は減算可能な経費とみなされる。

また、部分的減算可能な経費は主に下記の通りである。

- ・ 特定限度内の備蓄金と予備資金（備蓄金と予備資金の節を参照）
- ・ 接待費（場合によっては関係付加価値税含む）など、合計額の2%を限度としたもてなし費用（場合によっては関係付加価値税含む）
- ・ 給与資金総額の5%を限度にした社会費用。例えば、出産、死亡、不治疾病、幼稚園、食堂、スポーツクラブ、学校など納税者の適した運用のために図る費用、団体勤務契約に規定した費用、未成年者、特定従業員、従業員と家族の治療や保養のための出費などの現金または実質の費用など。
- ・ 法律による食費と休暇費
- ・ 法律による消耗品及び取り扱いまたは保管による損失
- ・ 納税者基準に含まれた技術上損失
- ・ 特定限度額までの利子費用と為替レート費用（過少資本金化の節を参照）
- ・ 特定限度額までの減価償却（税金の減価償却の節を参照）
- ・ 営業活動専用ではない保有または使用権のある中型車（運転席を含め9人乗り、車重3,500キロ以内）関係費用の50%。ただし、法律により特定された有料運送業務、警備業務、修理業務、購買・営業業務用の車両は除く。
- ・ 50%の控除限度とし、経営者または管理者が1人当たり1台以内使用する車両の運用、保全または改修。ただし、燃料費は除く。
- ・ 受け取り債権の場合、債権の対価と売却価格の差による純損失は、30%を限度に控除可能。

さらに、控除不可の費用は主に下記の通り。

- ・源泉徴収税となっていないルーマニア及び外国における利益税（他国で納税した税金に対し相補が可能－海外税金の相補の節を参照）
 - ・スポンサー費用（特定条件を満たした場合、スポンサー費用に対し相補が可能－スポンサーの節を参照）
 - ・特定の場合を除き、ルーマニアまたは海外の当局に対し支払った延滞利子、延滞課徴金、罰金など。
 - ・紛失、または損害を受けて具体的な過失となっていない備品及び固定資産（関係する付加価値税を含む）。ただし、特定条件の場合、保険契約の対象となった、または耐用期限になった、または品質的に劣化した、または不可抗力により損害した備品と固定資産、賞味期限が近い人間用の食品、人間による消費を目的としない動物性準食品、人間または動物が消費しなくなった農産物は除く。
 - ・株主や提携者のための出費（市場価値により対価が支払われた商品または業務以外）。
 - ・納税者の事業・資金に関連しない保険金（事業関係の借金の抵当に使用した資産または賃貸・リースした資産に関連したもの以外）。
 - ・資本金対現金の取引による、資本金を手段として従業員に提供した出費または待遇（個人に対し課税した提供額は除く）。
 - ・非課税収入に関する費用
- ルーマニアと租税協定を締結していない国における業者と、人為的な取引を基に提供された業務（営業、コンサルティングを含む）。
- ・固定資産または無形資産が再評価時に減価したことに関連する費用。
 - ・未払の不良債権または抗争の対象となる債権を償却する際に記録された損失のうち、予備金でカバーされていないもの。ただし、債務者の最終判決に基づく破産、後任のない債務者の清算、保険終了など特定の場合は除く。
 - ・納税者の事業に関連する非政府組織または専門家団体による、年間 4,000 ユーロ（レイ相当）を超える税金および費用。
 - ・IFRS に従って会計規則を適用する納税者の場合の保有不動産投資に対し、再評価の際に減価したと記録された不動産投資の公正価値の変動による費用
 - ・特定の場合を除き、活動のない納税者に関連する費用。
 - ・ルーマニア法人またはルーマニアと二重課税防止協定を締結した国における海外法人が、別のルーマニア法人またはルーマニアと二重課税防止協定を締結した国における海外法人の資本金の 10%以上を 1 年間連続的に保有している場合、前者が後者の株の評価または再評価による費用。
 - ・繰り延べ支払い契約によって取得した固定資産または無形資産または株に対する、IFRS に従った会計規定により記帳した利子関係費用。

- ・ IFRS に従った会計規定を適用する納税者の場合、売却目的としていた固定資産から、当該企業の事業目的に転載した固定資産税の減価償却に関する費用。

▷ スポンサーシップ

関連法規に基づきスポンサー費用を負担する利益税納税者は、売上高の 0.5% または利益税額の 20% のうちの最低額を税額から控除を受けることができる。控除対象として申告していないスポンサー費用は、その発生より 7 年以内に繰越できる。

また、税務上の零細企業が、社会業務を 1 種以上提供するように公認を受けた非営利団体や宗教組織を支援するために関連法規に基づきスポンサーシップを実施する場合は、その提供額を当該四半期の所得税の 20% 以内で控除できる。控除対象として申告していないスポンサー費用は、その発生より 7 年（四半期で 28 期分）以内に繰越できる。

▷ 備蓄と予備金

現行規定によると、下記の備蓄と予備金が利益税の控除対象となる。

- ・ (合計) 予備金は資本金の 20% を限度に、利益税費用が加算される会計利益 5% 以内の法的予備金。
- ・ 特定条件が満たされた場合、特定限度以内の不良債権用の備蓄
- ・ 特定の条件における顧客に対する品質保証金。
- ・ ルーマニア国立銀行に登録された非銀行の金融機関、ルーマニア法人である支払い機関、ルーマニア法人である電子通貨発行業者、または特定法律によって制定された同様の法人による特別備蓄。
- ・ 保険業者または再保険業者による、関連する法規に基づいた技術予備金。ただし等価予備金は除く。
- ・ 任意または民間の年金資金の経営者となる法人の、法律に基づいた技術予備金。
- ・ FSA 規定に従った、金融市場取引用のリスク予備金。
- ・ 特定条件における、航空機の保全・改修用の備蓄。
- ・ 特定条件における、廃品留置所の閉鎖または閉鎖後フォローアップ用の備蓄。
- ・ 石油・天然ガスの生産、精製、運搬、配布用の開発・近代化費用の一部。
- ・ 固定資産に対する、不可抗力時の破壊または保険契約に係る減価償却の調整。
- ・ IFRS に準拠した会計規定に関するルーマニア国立銀行の規定に基づいた資産、債権、投資の減価償却の特定調整。
- ・ 自然埋蔵物の採掘業務を許可された納税者に対する、対象用地の再生のための義務備蓄。

・水深 100 メートル以上の海域における石油生産業者が、油井、設備、関係施設の廃止または環境再生用の義務備蓄。

なお、過去に控除した備蓄または予備を減少または解除する場合は、その分を課税収入に含まなければならない。ただし、下記項目はその限りではない。

- (i) 2004 年 1 月 1 日以降に再評価された固定資産に関して構築した予備金。
- (ii) IFRS を適用する納税者が再評価した無形資産に関して構築した予備金。
- (iii) 資本金の減少の場合の法的予備金。
- (iv) 税務施設用の予備金。

2004 年 1 月 1 日以降に再評価された固定資産による予備金は、再評価された資産の処分時に、減価償却税の控除分に比例し利益税の課税対象となる。IFRS を適用する納税者が再評価した無形資産に関して構築した予備金も同様に対処される。

▷過小資本金規定

過小資本金規定は、2018 年 1 月 1 日以降、納税回避行為対策規定をめぐる EU 評議会令 (ATAD) 2016 年第 1164 号の規定をルーマニア税務基準法に対応させたことにより、利子関係費用及び純為替損害に関して改正されている。

現行の税務基準法に基づいて、利益税の納税者は期間あたり 20 万ユーロ相当のレイを限度として、借入超過費用（つまり、利息による収益を差し引いた借入費用額）を控除できることになっている。なお、為替レートはその税務上期間の最終日のものとなる。

上記限度を超える借入超過費用に対しては、負担した税務上の期間内において、調整 EBITDA の 10%まで限定控除できる。

EBITDA = 合計収入 - 合計費用 - 非課税収入 + 利益税費用 + 借入超過費用 + 控除可能な税金の減価償却額

上記 EBITDA が 0 または負の場合は、20 万ユーロを超える借入超過費用を当期間として控除できず、正の場合はその分まで控除できる。なお、いずれの場合でも、控除できなかった借入超過費用の分は期限なく繰り越すことになる。

上記規定は銀行および銀行以外の金融機関、またはそれに対する借入の場合にも適用可能である。ただし、独立納税者（つまり会計上連結したグループの一員でなく、常駐拠点がなく支社がない業者）は貸入れ超過費用を限度なく当税務上期間以内に控除できる。さらに、過小資本金規定が適用できない例外条件がある。

上記新規定は、以前の過小資本金規定により繰り越された利子費用と為替レート費用にも適用できる。独立納税者の場合、繰り越された借入超過費用は 2018 年 1 月 1 日から完全に控除可能となっている。

▷撤退税

2018年1月1日のATADの導入後、税務基準書に基づいて、常駐拠点による事業または資産または納税国の移動によりルーマニアが収税権を失う場合、撤退税が適用されるようになった。

撤退税は移設資産の市場価値と会計上価値の差額の16%となる。なお、EU加盟国またはEEA協定国に関連する移設の場合は、撤退税を5年間分割払いにする枠組みも規定されている。撤退税は下記の場合に適用される。

- ・ルーマニアの常駐拠点から、資産が外国における常駐拠点または本社へ移設されることによって、移設された資産に対してルーマニアの収税権がなくなる場合。
- ・常駐拠点によりルーマニアで行っていた事業が外国へ移設されることによって、移設された資産に対してルーマニアの収税権がなくなる場合。
- ・納税者住所をルーマニアから外国へ移転する場合（ルーマニアに実質的に関連した資産以外）。
- ・ルーマニアにある本社から資産が外国における常駐拠点に移設されることによって、ルーマニアの収税権がなくなる場合。

▷管理下海外企業規定

2018年1月1日、ATADがルーマニア税務基準書に導入されることにより、管理下海外企業規定（CFC規定）が発行された。

CFC規定に基づいて、管理会社により管理されている海外企業の利子、ロイヤルティ、金融リース収益、保険収益などの非配当収入が、管理会社の保有株の割合に比例して管理会社の税計算に含まれることになる。

下記の全ての条件を満たした利益税納税者と海外企業は、管理企業とその管理下にある海外企業との関係にあるものとして取り扱う。

- ・利益税納税者は、単独でまたは提携企業とともに、管理下企業の議決権株を50%以上保有する、またはその資本金の50%以上を直接的または間接的に保有する、または利益の50%以上を受領する。
- ・海外企業または常駐拠点が利益税として納税した金額が、ルーマニアの法律により課税された額から実質支払った額の差額より少ない場合。

本規定は、ルーマニアの利益税の対象となっておらずまたは免除となっている他国における常駐拠点にも適用される。

なお、税務基準書において適用外の条件もある。

▷減価償却

会計上、減価償却は税控除できないが、税金の減価償却は控除可能項目とみなされている。たとえば9人乗り以内M1種車両の控除可能な減価償却額は、一ヶ月あ

たり 1,500 レイが限度とされている。ただし、有料運送業務、警備業務、修理業務、営業・購買業務用の車両など法律によって特定された車両はこの限りではない。

減価償却の計算には以下の 3 つの選択肢がある。

- ・直線式減価償却
- ・逆進減価償却
- ・加速減価償却（設備と特許など）

なお、建造物と特定有形資産に対しては、直線式減価償却のみが適用される。技術設備、機械、工具・施設、コンピューターに対しては、上記のいずれかの方法が選択できる。その他の固定資産は直線式または逆進減価償却から選択できる。

土地、耐用年数が限定されていない無形資産、事業に使用されない特定の項目などは税務上減価償却しないものとみなされている。

基本的には法律により税務上の耐用年数の概念が規定されており、政令により具体的に制定されている。これらは資産の区分ごとに期間が規定されている。納税者により、資産などの依頼の時点から、規定期間以内の耐用年数を選定することができる。なお、IT ソフトウェアは税務上 3 年間で償却することになっている。

取得した顧客ポートフォリオならびに会計上無形資産と見なされるライセンス、著作権、ノウハウ、製造業者のブランド、商標、その他の同様の工業・商業上の所有権、開発費用に対して、利用期間または契約期間のうち該当する期間を減価償却期間とする。

無形固定資産として承認された設立費用は、税務上 5 年間で減価償却するとされる。

天然資源（深海油を含む）の採掘・開発に関連する費用及び資産の減価償却に関しては、特別規則がある。

研究開発活動を目的とした設備は、加速減価償却とすることができる（研究開発活動の引当金の節を参照）

▷再編行為

ルーマニア法人における再編には基本的に、合併、分割、事業贈与と株の物的交換、株交換などの方法がある。税務基本法においてそれぞれの詳細が定義されている。

- ・原則として、上記再編行為によって税金が変動することはない。なぜなら、再編に伴う資産・債務の移転の場合、市場価値と会計上価値の差に対して税金が発生しないからである。
- ・また、事業再編において株が発行された場合、その株は課税収入ではない。

- ・支社の10%以上の株を所有している株主にとって、その支社の事業再編による収入は課税対象にならない。
- ・再編による株の配布は配当金とみなされない。
上記の移転が税変動を発生しないためには、下記のような条件を満たさなければならない。
- ・移転した資産・債務の税務上の対価が、移転元と移転先で同額であること。
- ・資産の減価償却が、移転前と同じように継続されること。
- ・控除の対象になった備蓄・予備金が移設される場合、移転先も同じ控除条件を引き継いでいること。
- ・事業贈与と株の物的交換の場合、移転した資産・債務の税務上の対価が、それと交換して受けた株と同額であること。
- ・合併または株交換の場合、受けた株の税務上価値が再編前に保有した株と同額であること。
- ・事業分割の場合、分割後に発行される株価は、分割前の会計上または市場株価に対し、分割後の会計上または市場株価に比例して設定されていること。

また、二カ国以上に渡る再編に関して、EC令2009年133号を導入したルーマニア税務基準法により、同様の原則が適用される。したがって、ルーマニアとEU加盟国の企業間の合併、分割、事業贈与と株の物的交換といった再編は、特定条件において税変動をもたらさない。この場合、乱用対策規定も適用されることがある。

▷損害に対する救済

税務上の損害は、インフレ率による更新を受けることなく、その発生より7年以内に繰越できる。分割または合併によりなくなった企業が受けた損害の場合は、新規納税者またはその資産を引き継いだ納税者が繰り越すことができる。ただし、逆繰越はできない。

税金の連結

同一グループに属するルーマニア法人による税金の連結は不可である。海外企業のルーマニアにおける複数常駐拠点の場合のみ、税金が連結できる（つまり、損害と利益を拠点の間で相補できる）。

▷税申告

利益税の納税者は税申告をし、支払う義務がある。申請提出と税金支払いに関して、年度の最初の3四半期の場合、税計算をした四半期の翌月25日が期限となり、年次申告の場合、年度末日の3ヶ月目の25日が期限となる。ただし、特定区分の納税者の場合、利益税の支払期限は翌年2月25日となっている。

年度内に清算により整理された法人は、財務計算書を全国税金管理機構に提出する前に、最終年の税務を申請して納税しなければならない。清算なく整理された法人は、整理当該年中の税務期間内に税申告をして納税しなければならない。

銀行または海外銀行のルーマニアにおける支店は、各四半期につき、前年度におけるインフレ率で調整した税額を事前納税しなければならない。

前払いを適用する納税者は、年度の最初の3四半期の場合、税計算した四半期の翌月25日が期限になり、最終四半期の場合、年度の最終月の25日が期限となる。

最終年次申告は、年度末日の3ヶ月目の25日が期限となる。他の納税者も、特定条件を満たした場合、事前納税制度を選ぶことができる。なお、事前納税度を選んだ場合は、2年間以上継続する義務が生じる。

税務上零細企業となっている納税者は、税計算した四半期の翌月25日までに、税申告して納税しなければならない。ホテル、レストラン、バー用の特別税を適用するルーマニア企業は、半期ごとに税金申告、納税が義務となり、それぞれの半期に対して最終月の翌月25日が期限となる。

スポンサーシップまたは助成金提供または民間奨学金を実施する利益税の納税者または零細企業は、その受益者についての計算報告書を税務当局へ提供する義務がある。計算報告書の提出期限は下記のいずれかとなる。

- ・利益税の納税者の場合、年次利益税申告の提出期限まで。
- ・零細企業の場合、4四半期目の税金申告の提出期限まで。また、零細企業の制度を変更した納税者の場合は、支払い義務のある四半期の所得税申請期限まで。

6.3 税金控除、税金の届け出

源泉徴収は、ルーマニア税務上、居住者から非居住者への支払いの一部に適用される課税制度である。

源泉徴収対象となる支払いの区分は、下表の通りである。

支払い区分	源泉徴収税率 (%)
ロイヤルティー (以下説明参照)	0/16
利息 (以下説明参照)	0/16
手数料	16
配当金	0/5
サービス類	16
その他収入 (以下説明参照)	16

(*) ルーマニアとの間で法的手段を策定していない国における口座への支払いで、それにかかる取引が「人為的」とみなされたいくつかの収入の場合は、税率が50%となる。

(**) 国際運送を除くルーマニアで提供された各種業務と世界中で提供された営業またはコンサルタント業務を範囲とする。

▷利息、ロイヤルティー

非居住者へ支払う利息とロイヤルティー（貯蓄の利息、普通預金の利息、定期預金利息、預り証などによる利息などを含む）に対しては16%の税金が源泉徴収される。ただし、より好条件の税金関係協定の対象になるものはその限りではない。

なお、ルーマニア税法は、利息・ロイヤルティーをめぐるCE令に基づいて、受取人がEU加盟国の居住者であり、受取人が支払人となるルーマニア企業の25%以上の株を支払い日の一年以上前から保有している場合、その利息・ロイヤルティーに対する源泉徴収税を免除すると規定している。

▷配当金

ルーマニア法人からEU加盟国の非居住者へ払われる配当金に関して、受取人が支払人となるルーマニア企業の10%以上の株を支払い日の一年以上前から連続的に保有していることを含む条件が満たされた場合、その配当金に対する源泉徴収税が免除となる。

上記条件が満たされない場合は、非在住法人に支払う配当金に対して5%の源泉徴収税が課せられる。ただし、より好条件の税金関係協定の対象になるものはその限りではない。

▷その他収入

非居住者が受け取る下記区分の収入はルーマニアで源泉徴収の対象となる。

手数料による収入

- ・興業及びスポーツ活動による収入
- ・海外法人が、ルーマニア法人の経営者または設立者または取締役会員として受け取る報酬
- ・特定条件の下で、医師、弁護士、建築士などの独立活動者の収入
- ・賞金による収入
- ・ルーマニア法人の清算または資本金減少による収入。ただし、資本金への参加金の返還金は除く。
- ・信託業務における信託受託者から非在住の受益者への資産移転による収入

▷源泉徴収非対象区分

非居住者に対し、ルーマニアで源泉徴収の対象にならない主な収入は下記のとおりである。

- ・企業から、関連規制当局の承認のもとで発行された手形の場合、企業からの手形による利息。ただし関係当事者に支払う利息は除く。
- ・外国における関連当局により集合体またはそれに類する法人として承認された企業でない非居住者が、ルーマニア法人で直接的または間接的に保有している証券または株の移転によって発生した収入。
- ・ルーマニア居住者より発行された証券、またはルーマニア法人の株を海外の資本市場で移転したことによる収入。
- ・国内通貨または外貨による公的債務商品の利息、ルーマニア国立銀行から金融政策目的で発行された金融商品の利息。
- ・EU または EEA 連合の法律によって定義され、年金資金に対して支払う利息または配当金。ただし、そのために情報交換用の法的手段が整備されている必要がある。
- ・公債に関連したリスクの管理業務用に使用する有価証券の取引による収入、国内外市場で国内外通貨をもって国債や地方自治体が発行した債券、ルーマニア国立銀行が発行した証券などによる収入など。

非居住者の場合、ルーマニアで源泉徴収の対象にならず、法人税または個人所得税の対象となる主な収入は下記のとおりである。

- ・ルーマニア PE（常駐拠点）に帰属する収入
- ・法人の場合、ルーマニアにある不動産の売却または賃貸による収入、ルーマニア法人における株の売却または譲渡による収入、天然資源の採掘による収入。
- ・個人の場合、ルーマニアにある不動産の売却または賃貸による収入、ルーマニア法人における株の取引による収入、ルーマニア居住者が発行した証券の取引による収入。
- ・スポーツ選手、芸術者の活動による収入
- ・ルーマニアにおけるギャンブル活動による収入

▷源泉徴収税申告

源泉徴収の対象となる税金は、支払いを行うルーマニア居住者が支払日から翌月 25 日までにかかる税金を控え、申請し納税しなければならない。年度の財務計算書が承認され、実際に年度内に支払われていない配当金に関しては、翌年 1 月 25 日までに配当金税を納税しなければならない。

また、ルーマニア側の支払者は翌年 1 月 31 日までに年次源泉徴収申請書を電子版で提出する義務がある。

▷税務協定と EU 方針による受益申告について

ルーマニアは 85 カ国以上と二国間の二重課税防止協定を締結している。

収入を受け取る非居住者として、協定による待遇を受けるためには、収入を受け取る際に、在住国の関係当局から発行された、収入受取時点で税務上有効な在住証明書を提出する必要がある。

また、EU 居住者であり収入受取人が EU 方針による控除を適用するためには、支払元のリーマニア企業に対して、在住国の関係当局から発行された税務上有効な在住証明書とともに、EU 方針による条件が満たされているという届け出文書を提出する必要がある。余分な源泉徴収税は申請により還付される。

なお、「税抜き」の取引、つまり支払元のリーマニア業者が源泉徴収額を負担する節税方法は注意が必要である。この場合、EU 方針または二重課税防止協定の適用について、ケースバイケースで調査する必要がある。

6.4 個人税の体制

ルーマニア在住のリーマニア国民は、税法上では居住者に区分され、世界中における収入をルーマニアで納税する。ルーマニア非在住の個人は、国籍を問わず特定条件において、世界中における収入に関してルーマニアの納税者になることができる。

▷居住者

下記条件を満たす個人が税法上ルーマニア居住者となる。

- ・ルーマニアに住んでいる者。
- ・生活上の利益の中心をルーマニアに置いた者。
- ・対象年において合計 183 日を超える期間においてルーマニアに滞在した者。
- ・ルーマニア政府職員として海外で就労しているルーマニア国民。

▷納税者

以下の種類の個人が、所得税を支払う義務がある。

- ・ルーマニア国内外の収入が課税される、ルーマニア在住のリーマニア国民。ルーマニア国民ではないルーマニア居住者。
- ・以下の非居住者。

(1)常駐拠点を通じて独立した活動をする者。常駐拠点に帰属する純所得が課税対象。

(2)他の納税者に属性のある活動をする者。その活動による純所得が課税対象。

(3)その他の収入を得る者。

上記 (2) または (3) の条件を満たし、ルーマニアと二重課税防止協定を締結した国の税務上居住者証明書を提示できない非在住個人は、ルーマニア税法上、居住者になった時点か全世界における収入がルーマニアでの課税対象となる。

なお、ルーマニアと二重課税防止協定を締結した国の居住者は、減税または免税措置を受けることができる。なお、ルーマニアと二重課税防止協定を締結していない国の居住者は、ルーマニアの滞在初日からルーマニアで課税対象となる。

▷課税対象収入の区分

下記区分の収入に対し、2018年より10%の所得税が適用される。

- ・独立活動による収入
- ・知的財産権による収入
- ・給与収入
- ・賃貸収入
- ・特定の投資による収入
- ・年金収入
- ・賞金
- ・農業収入
- ・その他の収入

なお、投資、ギャンブルまたは個人財産からの譲渡による収入に対し、特別税率が規定されている。

▷従業による収入

課税対象となる報酬には、給料、現金または物的収入、賞与、贈与金、一時的障害手当、休暇手当など、勤務契約書または個人受託者任命書、出向契約またはその他法律による特別収入などがある。

また、日雇いまたは一時的就労者が受ける報酬、法人経営者または取締役、取締役会員や株主総会員、理事会員、監査委員会会員に支払われた報酬にも適用される。

従業による収入に対する課税額は、総収入から下記費用を減算する。

- ・強制的社会保障費
- ・個人的に許可された控除額

月々の労働組合への寄付金

- ・任意年金（第三支柱）への年間400ユーロ以内の寄付金
- ・任意健康保険金・医療加入金（合計年間400ユーロ以内）

特定条件の下で、海外で就労するルーマニア居住者は給料による収入に対して免税となる。

さらに、現行法律では、ソフトウェア開発、研究開発または特定の季節性活動を実施する従業員は免税とされている。

▷個人的控除

ルーマニア在住のルーマニア国民、居住者基準を満たす外国人は、扶養者数と月間総収入額によって、下記の個人的控除を受けることができる。

- ・総月収が 1,950 レイ以下の個人に対して、扶養者がいない場合は 510 レイ、扶養者が 4 人以上の場合は 1,310 レイまで控除される。
- ・総月収が 1,951 レイ以上 3,600 レイ以下の個人は、控除額が上記と比して低くなるため、財務省令で是正される見込み。
- ・総月収が 3,600 レイ以上の個人に対しては、控除は適用されない。

▷独立活動による収入

独立活動による収入には下記活動が含まれる。

- ・生産、商業、業務受託による収入
- ・フリーランス活動による収入

生産、商業、業務受託、フリーランス活動による課税純収入は総収入から、特定条件に従って特定費用を差し引いて計算する。フリーランス業者として承認された者は納税登記簿を保持しなければならない。

また、従業員を雇用していないフリーランス業者によっては、収入基準額に対する納税方法にするかを選ぶことができる。基準額は毎年財務省により規定される。

▷その他の独立活動による収入

自宅の部屋を観光用に賃貸する個人が、独立活動として 5 部屋以上を対象に登録している場合は、財務省により規定された収入基準額または単一会計簿による実収入に対する納税方法を選ぶことができる。

▷賃貸収入

賃貸による総収入は、当該年度に対して届け出る現金または物的賃貸総額に、賃借者が負担した賃貸者の義務となる費用を合わせた額となる。

課税収入額は、上記の総収入から基準経費額を 40% 差し引くことによって計算する。課税率は課税収入額の 10%。なお、単一会計簿を基にした実収入に対する納税方法も選定できる。

▷知的財産権による収入

知的財産権による純収入は総収入から下記項目を差し引いて計算される。

- ・基準経費額として総収入の 40%。
- ・年金保障費

知的財産権による収入があった翌月の 25 日までに、純収入を計算し、その 10%を所得税として納税しなければならない。上記算出方法を選定した知的財産権の納税者は、税務用会計簿を保持する義務はない。

ただし、実収入を基にした納税方法を選定した納税者は、収入と費用を単一会計簿に記録しなければならない。

▷投資による収入

投資による収入には下記の区分が含まれる。

- ・ 配当金収入
- ・ 利息収入
- ・ 証券その他の金融商品の取引による収入
- ・ 金（Gold）取引による収入
- ・ 法人の清算による収入

▷配当金収入

配当金は法人の株を保有する株主に対して提供する現金または物的な受益として定義される。居住者個人が受け取る配当金に対する税率は 5%。これは配当金を支払う法人が計算し、源泉徴収の上、配当金が支払われた翌月 25 日までに納税しなければならない。

ただし、当該企業から配当金を年度内に実際に支払っていない場合は、年度末の翌月 25 日までに配当税を支払うことになっている。配当金に対する納税の場合、年度末の確定申告義務はない。

なお、非居住者の場合、二重課税防止協定で 5%より低い税率が規定されている場合、その税率が適用される。

▷利息収入

利息による収入には下記区分が含まれる。

- ・ 普通口座などの預金による利子
- ・ 定期預金、貯蓄金や個人同士の契約
- ・ ローン証券に対し、その発行会社に対して期間中支払われる利息。

利息税は収入の 10%となり、利息支払法人が計算し、源泉徴収の上、利息が支払われた翌月 25 日までに納税しなければならない。なお利息税の場合も年度末の確定申告義務はない。

なお、非居住者の場合、二重課税防止協定に 5%より低い税率が規定されている場合、その税率が適用される。

▷証券その他の金融商品の取引による収入

資本金の収益は、各種証券の売値から税務上の価値と取引費用を差し引いたプラスの差額となる。

株の処分による資本金の収益とは、やはり株の売値から税務上の価値（購入価格）と取引費用を差し引いたプラスの差額となる。たとえば、無償で取得された株の場合、税務上の価格は「0」になる。

また、純収益とは、一年度の間に記録した取引による収益と損害の差額（つまり、株の売値から税務上価値と取引費用を差し引いた差額）となる。

▷金（Gold）の取引による収入

金の取引による収益または損害は、金の売値から税務上価値と取引費用を差し引いた正又は負の差額となる。

証券、金融商品または金の取引による収入に対する税金は、年間の課税収入から7年間まで繰越した損害を差し引いた金額となり、課税率は10%となる。

▷年金収入

年金収入は、民間経営年金制度（第2支柱）を含む、社会保障制度に対する強制的社会保障費と国家予算から支給される年金からなる。ただし、一ヶ月あたり2,000レイ以内の年金収入は課税対象にならない。税額は課税対象収入の10%であり、これが届け出最終額（確定申告不要）となる。年金収入に対して計算された税金は支払日に源泉徴収され、翌月25日までに国家予算に納められる。年金収入に対する医療保障費は国家予算の負担となる。

▷農業活動による収入

農業活動による収入は、農業農村開発省の専門地域局によって規定され、財務省の地域総局により承認された基準額となる。また、単一会計簿を基にした実収入に対する納税方法も選ぶことができる。税額は、課税対象収入の10%。

▷賞金・ギャンブルによる収入

賞金による総収入に対する税額は、課税対象外とされる600レイを超えた額の10%となる。原則として賞金の支払い元の業者が税金を計算し、源泉徴収し、翌月25日までに納税する義務がある。ギャンブルに対する税額は、届け出した額が最終額とされる（確定申告不要）。

- ・純収入が66,750レイ以下の場合、1%。
- ・純収入が66,750レイを超え、445,000レイ以下の場合、16%に667.5レイを足した額。

・純収入が 445,000 レイを超えた場合は、25%に 61,187.5 レイを足した額。

支払い元の業者が税金を計算して源泉徴収の上、翌月 25 日までに納税する義務がある。ただし、オンラインまたは遠隔ギャンブル並びにポーカーフエスティバルの場合は、個人が税金申告して届け出る必要がある。

▷不動産取引への課税

空き地または建造物とその敷地となる土地など、不動産取引に対しては、所有権の譲渡または分割の際に課税され、以下の通り計算される。

- ・ 45 万レイ以下の取引は課税対象とならない。
- ・ 45 万レイを超える取引は、45 万レイを超える分に対して 3%の課税。

▷その他の収入源

その他の収入源には以下の区分が含まれる。

- ・ フリーランサーまたはその他の者が、その従業員でない者に対して負担する保険賞金。
- ・ 訴訟や仲裁の結果、個人が得る収入

これらは費用を支払う者が税金を計算し、源泉徴収する。税金は届け出のみで、確定申告義務はない。その他の収入に対する税金は、収入受取日の翌月 25 日までに納税する義務がある。

収入源が特定できない収入に対しては、課税基本収入の再現に関する手順・間接的方法をもって課税収入を調整した上で、10%の所得税が課される。この場合、税務当局より所得税及び延滞課徴金（一日あたり 0.03%）を計算する。

▷届け出と納税に対する要件

納税者は原則として、毎年 3 月 15 日までに前年度のルーマニア国内外における収入の確定申告と、当該年度の予測収入を税務当局へ申告しなければならない。

納税に関しては、当該年度中に予測収入に対して事前納税できる一方、前年の確定収入に対しては当該年の 3 月 15 日以内までに納税しなければならない。特定の条件によっては、事前納税に対して割引を受けられることがある。2018 年の税金割引は下記の通りである。

- a) 国家予算への確定収入に対する税金を電子納税する場合、5%割引。
- b) 国家予算への 2018 年の予測収入に対して 2018 年 12 月 15 日までに納税した場合、5%割引。

ただし、2017 年の収入に関する事例では、確定申告及び 2018 年の予測収入の申告期限は 2018 年 7 月 15 日だった。納税者の申告に対し、税務当局から税金決定書が発行されるが、納税者はその発行より 60 日以内に納税しなければならない。

給料のみの収入を得る納税者は、その雇用者の源泉徴収により納税義務を果たすことになる。源泉徴収は毎月行われる。

海外で就労しながらルーマニアでも活動をする者は、特定の条件の場合、毎月税申告書を提出し、翌月 25 日までにルーマニアで納税しなければならない。

6.5 社会保障費

▷給与収入に対する社会保障費

ルーマニアの労働関係法制に従い、雇用者と被雇用者がともに社会保障制度に貢献しなければならない。2018 年 1 月以降、社会保障費の負担分が雇用者から被雇用者へ総給額の 22.75%分、大幅に移転されている。

▷個人に対する社会保障費

年金：総月収の 25%（2017 年までは 10.5%）。

健康保険：総月収の 10%（2017 年までは 5.5%）。

▷雇用者に対する社会保障費

雇用保険：総月収の 2.25%。

▷海外の個人の義務となる社会保障費

2009 年 6 月 1 日以降、EU 加盟国民及びスイス国民は、ルーマニア国内における医療費の補助を受け、かつ EU の社会保障費関係法規による S1 や A1 といった補助証明書に基づいて、ルーマニアの社会保障費の免除を受けることができる。

また、EU 圏外の国民の場合も、ルーマニアと社会保障協定を締結した国の国民に対し、保健費補助証明書を取得することを条件に、特定の免除が適用される。

しかし、本国において強制的社会保障費の対象者でない外国個人はルーマニアの社会保障制度の管轄となり、ルーマニア法規による社会保障費を支払う義務がある。そのためには、本国の雇用者または本人が社会保障を目的とした手続きをしなければならない。

▷独立活動による収入に対する社会保障費

- ・年金：当該年における国内最低月給の 12 ヶ月分以上を予測収入とする支払いが、納税者の義務となる。この場合、支払額は年間収入の 25%（ただし国内最低月給の 12 倍以上）。
- ・医療保険：当該年において国内最低月給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、義務額は年間収入国内最低給料 12 ヶ月分の 10%。

なお、特定条件の下で、上記の社会保障費を支払う義務のない納税者もいる。

▷知的財産権による収入に対する社会保障費

- ・年金：当該年において国内最低給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、社会保障費の義務額は年間収入の 25%、ただし国内最低月給の 12 倍以上。
- ・医療保険：当該年において国内最低月給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、義務額は年間収入国内最低給料 12 ヶ月分の 10%。
特定条件の下で、上記の社会保障費を支払う義務のない納税者もいる。

▷農業活動による収入に対する社会保障費

医療保険：当該年において国内最低月給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、義務額は年間収入国内最低給料 12 ヶ月分の 10%。
特定条件の下で、上記の社会保障費を支払う義務のない納税者もいる。

▷投資による収入に対する社会保障費

医療保険：当該年において国内最低月給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、義務額は年間収入国内最低給料 12 ヶ月分の 10%。

▷その他収入に対する社会保障費

医療保険：当該年において国内最低月給 12 ヶ月分以上を予測収入とする納税者の義務。この場合、義務額は年間収入国内最低給料 12 ヶ月分の 10%。

▷届け出と納税に関する要件

原則として医療保険は、給与収入を除いて、独立活動、賃貸収入、知的財産権、投資による収入、その他の収入に対し、当該年において国内最低給の 12 ヶ月分以上を予測収入として納税者が支払う義務がある。

上記閾値に満たない納税者は、社会保障または医療保障に加入することができる。
納税者は原則として、毎年 3 月 15 日までに前年度のルーマニア国内外における収入の確定申告と、当該年度の予測収入からなる統一宣言書を税務当局へ申告しなければならない。

納付に関しては、当該年のうちは予測収入に対して事前納付でき、前年の確定収入に対しては 3 月 15 日までに納付しなければならない。特定の条件によっては、社会保障費の早期納付に対して割引を受けられることがある。なお、たとえば 2018 年の予測収入は、2018 年 7 月 15 日までに決定される必要がある。

給料のみの収入を得る納税者は、その雇用者の毎月の源泉徴収により納税義務を果たすことになる。海外で就労しながらルーマニアでも活動をする者は、特定の条

件においては、毎月税金申告を提出し、翌月 25 日までにルーマニアで納税しなければならない。

6.6 付加価値税（TVA）

▷体系について

ルーマニアの付加価値税制度は EU の付加価値税制度に基づくものである。2016 年 1 月以降、ルーマニア税務当局は付加価値税及び消費についての税務に関して欧州裁判所の決定に従っている。

▷課税対象者

通常の事業を通じて課税対象となる商品または業務を提供する者が、付加価値税の納税者となる。ここでは「事業」とは生産者、取引者、業務提供者が独立して行う活動を意味する。

2018 年 3 月以降、年商 30 万レイ（当時の為替で約 88,500 ユーロ）を超えるルーマニア在住の課税対象者は、付加価値税につき税当局への登録をしなければならない。なお、年商基準を満たさない者も、任意でこの登録ができる。なお、2018 年 1 月～3 月の間のみ、従来通り 22 万レイ（65,000 ユーロ）が閾値となっている。これは、2018 年の移行期間を考慮した規定である。

また、付加価値税の課税対象事業またはその課税免除事業を行う前に、事業開始時点で最低基準値以上の年商を届け出る登録もできる。最低基準値を超えた場合、超えた月末から 10 日以内に付加価値税登録をしなければならない。

事業を行う住所をルーマニア国外に置き、ルーマニアに拠点のある納税者は、下記の場合においてルーマニアで付加価値税登録をしなければならない。

- (i) 付加価値税を支払う義務のある EU の他の加盟国に在住する課税対象者から業務提供を受ける前（一般 B2B 規定）。
- (ii) ルーマニアにおける拠点から、付加価値税を支払う義務のある EU の他の加盟国に在住する課税対象者に対して、その課税対象者が付加価値税を支払う義務のある業務を提供する前。
- (iii) ルーマニアにおける拠点から、EU 圏内で、付加価値税の対象となる商品の取引を行う前。

EU 圏内での商品取引など、付加価値税を納税する義務がある取引を行う課税対象者は、ルーマニア在住でなくともルーマニアで付加価値税登録をしなければならない。

病院、保険会社など、もともと付加価値税登録を義務付けられていない納税者は、ルーマニアの事業拠点で EU の他国の相手と、相手にとって付加価値税対象となる業

務の取引をする場合、ルーマニアで付加価値税登録をしなければならない（一般 B2B 規定）。

特定条件のもと、ルーマニアで付加価値税登録はグループで形成することができる。ただし、このグループは EU の付加価値税関連方針により定義されていないため、このようなグループのメンバーはその支払いや回収額をグループ内のみで相補できる。この場合、キャッシュ・フローに影響がある。

▷付加価値税関係の代表者

ルーマニアで拠点を持たない EU 圏内の納税者は、特定事業のためにルーマニアで付加価値税を支払う義務がある場合、ルーマニアでの付加価値税に対する義務を果たすために、直接的な付加価値税登録を行うか、または付加価値税関係の代表者を任命しなければならない。

EU 圏外に在住する付加価値税の課税対象者は付加価値税関係代表者を任命しなければならない。

付加価値税の課税対象者が、業者としての登記も付加価値税登録もしていない場合は、原則としてルーマニア側の相手が、その課税義務を負うことになる。

なお、2017 年 1 月以降、ルーマニアの付加価値税用の ID コードが VIES で自動的に有効となったため、付加価値税納税者は EU 内業者台帳への登記の必要はなくなった。

▷課税対象取引

課税対象取引は、商品または業務の提供、商品の輸入、EU 内の商品の購入となる。ルーマニアで課税対象となる取引は、付加価値税納税者によりルーマニアで行われた取引であるなど、特定条件を満たさなければならない。

▷商品の提供

商品の提供とは、商品の所有者から商品の所有権を、直接または仲介者を通じて他者へ譲渡することを指す。

商品の提供場所は原則として出荷時点の場所である。ただし、船航空機、列車で運搬・設置または出荷された商品、遠隔販売の商品、天然ガス、電気、熱、冷蔵はその限りではない。

▷業務の提供

業務の提供とは、商品の提供として取り扱われない場合を指す。
業務提供場所について。

- 1.業務の受益者が納税者である場合は、受益者が事業場所を置いた場所が業務提供場所となる。なお、業務提供先が事業場所以外の拠点である場合は、その拠点が業務提供場所となる。
- 2.業務の受益者が納税者でない場合は、業務提供者が事業の拠点を置いた場所が業務提供場所となる。なお、業務提供先が提供者の事業場所以外の拠点である場合は、その拠点が業務提供場所となる（一般 B2B 規定）。ただし、不動産関係業務、文化・芸術イベントへのアクセス、旅客輸送、飲食店やケータリング業務などの場合、業務提供場所の例外がある。また、ルーマニアは EU 圏外の納税者により提供される有形動産に対する労働、商品運搬などの特定業務に対して、特例を導入している。

▷商品の輸入

EU 圏外からルーマニアに搬入される商品は輸入品とみなされ、付加価値税の課税対象となる。ただし、関税免除対象となる商品などは、その限りではない。

▷EU 内における商品購入

EU 内における商品購入とは、ルーマニアにいる者が、EU 加盟国から有形動産を、買い手または売り手の名義で出荷または運搬し、その所有権をルーマニアに移すことを意味する。

▷付加価値税の逆課税について

供給場所がルーマニア国内である EU 内の商品購入に関して、付加価値税登録済みの課税対象取引者が「延滞証明書」を取得した場合など特定取引の場合は、特定条件の下で、付加価値税の逆課税の仕組みがルーマニアの受益者に対して適用される。

逆課税が適用された受益者は、逆課税に対する出金付加価値税を当該月に申告しなければならない。受益者は、付加価値税控除額の範囲で、入金付加価値税を同申告において回収することができる。

▷付加価値税の簡易登録について

買い手と売り手がともにルーマニアで付加価値税登録をしている場合、以下の商品の取引に対しては簡易登録が可能である。たとえば、廃棄物、廃品、木材、二酸化炭素発生証明書、特定穀物及び産業植物の収穫品、課税対象者への給電、取引が課税対象となっている建造物・建材・土地、金、携帯電話機、端末使用者用の製品に組み込まれていないチップ・CPU などの集積回路、ゲーム機器、ノートパソコン、タブレットなど。

この簡易登録の仕組みに基づき、購入者が当該月内に関係付加価値税を入金・出金として認めた上で、付加価値税を控除する権利があれば、キャッシュ・フローに影響を及ぼすことはない。

▷付加価値税に関する特定の仕組みと簡素化規定

ルーマニア法においては、下記のような場合に簡素化規定が導入されている。

- ・ 三角取引
 - ・ 受託受渡し在庫
 - ・ EU 圏内における有形資産に対する複数当事者による工事
 - ・ 保証期間中の修理
 - ・ EU 圏内への返品
- また、下記のようなケースでは具体的な処理手順がある。
- ・ 小規模請負
 - ・ 旅行会社
 - ・ 中古品
 - ・ 投資のための金
 - ・ EU に在住しない課税対象者による電子業務、遠隔通信業務、放送またはテレビ放送業務
 - ・ EU 圏内に在住する課税対象者により提供された、他国の消費者向けの電子業務、遠隔通信業務、放送またはテレビ放送業務
 - ・ 農民

▷課税時期、課税適用性

原則として、付加価値税の課税時期及びその適用は、商品の提供時時点で発生する。ただし、前金払いまたは請求書発行の場合は、その時点から付加価値税が適用される。

▷現金会計制度

2013年1月以降、ルーマニアでは、「現金会計制度」という、商品提供に対する一部また完全な代金が支払われた時点から付加価値税が課税される仕組みが導入された。現在、現金会計制度は選択制となっている。この制度を活用するための条件は、課税対象者がルーマニア在住であること、付加価値税登録済みであること、前年度の年商が225万レイ以下であることである。

▷課税基本額

付加価値税の課税対象は、供給者が供給した商品または業務に対する代金と、それに関係する税金、手数料、梱包、運送、保険に関わる費用となる。なお、価格の割引、滞納利息、請求書なしで供給者と納品先との間を往復する容器・包装材の対価などは課税対象にならない。

▷税率

ルーマニアで適用される付加価値税率は下記のとおりである。

- ・免税または減税対象の商品・業務を除き、原則的に 19%
- ・下記の場合は 9%
 - 各種補綴（ほてつ）物と付属品。ただし歯科関係の補綴物は除く。
 - 整形外科製品
 - ヒト、動物用の薬剤
 - キャンピングサイトの賃貸を含む、宿泊施設における宿泊
 - 食品、ヒトまたは動物用のアルコール飲料を除いた飲料、飼育用動物と鳥類、食品調理に使用される種子、植物その他の材料、食品の補足品または代替品
 - 飲食店・ケータリング業務。ただし、特定 CN 番号のビールを除き、アルコール飲料はその限りではない
 - 農業灌漑用水及び飲用水
 - 農薬及び農業肥料、種蒔きまたは植え込み用の種子その他の農産品、財務省及び農業農村開発省の発令により規定された農業業務の提供
- ・下記の場合は 5%。
 - 教科書、書物、新聞、雑誌。ただし、主に広告目的の物は除く。
 - 博物館、記念館、城などの歴史・考古学・建築学関係の建造物への入場料、スポーツイベントへの入場料など
 - 税務基準法において明示された条件に基づいた、公営住宅供給

▷免税対象の取引

付加価値税がかからず、免税対象のものがある。

免税対象の取引には下記の区分がある。

- ・付加価値税の入金が相補できる免税供給品。例えば、EU 圏内における特定条件の下での商品供給、輸出と同様の供給、客用国際輸送、特定の商品用国際運搬。
- ・付加価値税の入金が相補できない免税供給品。例えば、保険業務、教育業務、金融・銀行業務、新築物件以外の不動産の供給、特定の例外を除く不動産の賃貸。
- ・現地での供給が免税となる商品の輸入及び EU 圏内の購入に対する免税。

税務基準法において特別関税対象品のための特別規定がある。下記取引が付加価値税の入金が相補できる免税取引である。

- ・保税倉庫税関手続の下に行われた商品の供給。
- ・自由貿易地帯に入った商品。
- ・内部処理手続きなどの対象となる商品。

▷入金付加価値税の相補

課税対象の商品供給を実施する場合は、出金付加価値税を入金付加価値税に対して相補できる。ただし、免税品の供給品は相補できない。なお、入金付加価値税が免税される免税品が例外となる。

付加価値税の相補の対象となる商品または業務を、正規の請求書をもって購入する場合、購入に対して課税された入金付加価値税は相補対象になる。特定条件の下で、電子通信による請求書の場合にも、付加価値税の相補ができる。

免税の対象になる取引とならない取引を両方行う納税者の場合、直接配分方式と比例配分方式に基づいて付加価値税を相補しなければならない。なお、付加価値税の免除対象取引と併せてならない取引が予想される投資を意図した購入の場合は、税務基準法の規定に基づき、入金付加価値税を完全に相補してから、差し引いた付加価値を後に調整できることになっている。

ただし、認定車重が3,500キログラム以下、運転席を含む乗客席が9人以内の自動車を、事業目的外で使用する場合は、その自動車の購入、EU圏内購入、輸入、賃借などに対して相補できる付加価値税は50%のみとなる。

この例外として、購買または営業の業者が使用する自動車、タクシーを含む乗客輸送用の自動車、対抗措置・緊急対応・守衛・警備に使用される自動車などがある。また、リース契約を目的として購入された自動車は、貸手としてリース取引に対して付加価値税の相補が可能となる。

現金会計制度を適用する納税者、または現金会計制度を適用する納税者から購入をする納税者の場合は、契約対象の商品または業務の対価が完全または部分的に支払われた時点から付加価値税の相補ができるようになる。

▷付加価値税の回収

入金付加価値税が出金付加価値税よりも高い場合は、超過額は「負の付加価値税差額」とされ、下記の方法のいずれかにより処理できる。

- ・次の会計期間に繰り越す。
- ・納税者が付加価値税申告に明示した場合、税務当局から還付を受ける。ただし、還付は5,000レイを超える差額の場合のみ可能。

2010年2月以降、45,000レイ以下に対する付加価値税申告は、納税上低リスクとみなされる。また、大型納税者は付加価値税申告に付す還付依頼に関して高リスクとみなされるが、この場合、還付依頼の負の付加価値税差額と同等の銀行保証手形を提示することにより、納税上のリスクを高リスクから低リスクにすることができる。

低リスク還付依頼の場合は、付加価値税の還付が比較的短期間で会計監査や文書精査などなく行われることが多い。ただし、低リスクの還付依頼の場合でも、後日、付加価値税関係の監査の対象となる。

ルーマニアにおいては、付加価値税関係で未登録または登録義務がないEU圏内居住者からも、ルーマニアに対してその還付依頼ができる。

さらに、ルーマニアで付加価値税関係が未登録、または登録義務がないEUの非居住者からは、ルーマニアと在住国間の相互権利により、ルーマニア居住者が相手国で同等の権利がある場合、ルーマニアに対して還付依頼ができる。

なお、EUの非居住者からは、下記の場合に還付依頼が可能。

- ・3ヶ月以上1年間未満の期間で、還付対象額が400ユーロ以上である場合。
- ・一年度分または当該年度の残り期間で、還付対象額がレイ換算で50ユーロ以下である場合。

▷請求について

税務基準法により、請求書に対する規定条件を満たした電子または紙面での文書または連絡書はルーマニア当局により請求書として承認される。また、既存の請求書に対して具体的に言及または変更を加える文書もまた請求書とみなされる。

付加価値税の課税額に対して訂正が必要で、供給者から修正請求書が発行されない場合は、供給者側が、訂正が必要になった日の翌月15日までに、相補可能な入金付加価値税を調整するための自主請求書を発行しなければならない。

一般的に、商品または業務の供給者は付加価値税の課税対象取引に対して、請求書が発行されていない場合は、翌月の15日までに請求書を発行しなければならない。

また、ルーマニアでは電子請求・電子所蔵手順、自己請求、供給者を代表した第三者による請求などの請求手順が実施できる。

▷課税期間

課税期間は月度である。ただし、前年度の年商が10万ユーロ以下で、前年度から当該年度にかけてEU圏内の購入取引をしていない納税者のみの場合、例外として四半期を課税期間とすることができる。

▷届け出と納税に対する要件について

付加価値税納税者は毎月、税務当局に対し、付加価値税申告を提出し、課税対象額・税額を提示した上で納税しなければならない。当該月に対しては、翌月の 25 日までに付加価値税申告を提示し、納税しなければならない。四半期ごとの課税期間の場合は、当該四半期に対し、その翌月の 25 日までに付加価値税申告を提示し、納税しなければならない。

また、毎月分の付加価値税については、翌月の 25 日までに振り返り申告を提出しなければならない。四半期ごとの課税期間の場合は、当該四半期に対し、その翌月の 25 日までに付加価値税申告を提示し、納税しなければならない。

振り返り申告には、EU 圏内取引（免除対象と非対象とも）、三角取引、一般 B2B 規定に基づいた EU 圏内の購入・供給などが対象となる。なお、ゼロの場合は振り返り申告の必要はない。

また、納税者はルーマニアでの付加価値税登録済みの納税者と一緒に行った売買取引を全て記載した届け出を当局に提出しなければならない。届け出の提出期限は、月度納税者の場合は当該月の翌月 30 日までに、四半期ごとの課税期間の場合は、当該の四半期に対し、その翌月の 30 日までにとっている。届け出は、ゼロの場合でも提出しなければならない。

EU 加盟国の業者との間で、年間 90 万レイ以上の取引額を行ったルーマニアでの付加価値税登録済みの業者は、毎月、翌月 15 日までに INTRASTAT（イントラスタット）のシステム上で届け出を提出しなければならない。これは、ゼロの場合でも提出しなければならない。

▷ルーマニアの付加価値税に関する別納制度（Split TVA）

ルーマニア政府による 2017 年 8 月 31 日付の政令により、付加価値税の別納制度が 2018 年 1 月 1 日から必須とされるようになった（2017 年 10 月 1 日から任意導入開始）。

2017 年 10 月 1 日から 12 月 31 日の過渡期に別納を選択した納税者には、インセンティブとして補助金が交付された。例えば、2017 年の 4 つの四半期の法人税から 5%減免、特定条件のもとで 2017 年 9 月 30 日時点での付加価値税未払い分に対する課徴金免除などがある。

この別納制度により、付加価値税登録済みの納税者及び公共機関は、下記の状況のいずれかの場合に、付加価値税用のための口座を別途開設しなければならなくなった。

- ・ 2017 年 12 月 31 日時点で、大型納税者の場合 15,000 レイ、中型納税者の場合 1 万レイ、その他納税者は 5,000 レイ以上の付加価値税未納があり、これらが 2018 年 1 月 31 日までに納税していない場合。

- ・ 2018 年 1 月以降、大型納税者の場合 15,000 レイ、中型納税者の場合 1 万レイ、その他納税者は 5,000 レイ以上の付加価値税未納がある場合。
- ・ ルーマニア法規定により倒産対象となっている業者。

なお、これら以外の納税者に対しては、別納制度は任意選択になる。別納制度を任意選択した納税者に対しては、選択実施期間中、法人税が 5%減免された。

別納者にとって、強制または任意の選択にかかわらず、ルーマニア国内を供給場所とした全ての課税対象となる商品・業務の提供が、付加価値税別納制度の適用範囲となる。

ただし、逆課税の仕組みにより供給者が付加価値税を納税する責任がある場合、また、付加価値税の特例が適用される場合などは例外となる。

別納者は通常の銀行口座とは異なる付加価値税用の口座を、銀行または国庫で、開設しなければならない。また、別納者による供給者からの請求書に対する支払いは以下のとおり分けなければならない。

- ・ 商品または業務の代金を普通口座へ支払う。（送金元口座は顧客の普通口座）
- ・ 商品または業務に対する付加価値税の分を付加価値税専用口座へ分けて支払う。（送金元口座は顧客の付加価値税専用口座）

ただし、クレジットカードまたはデビットカードによる支払い、個人など、付加価値税専用口座への支払いが必要とされない場合はその限りではない。この場合は、別納税となる供給者は、顧客からの普通口座への支払い額に対して、支払い日から 30 日間以内に付加価値税の分を普通口座から付加価値税口座へ移動しなければならない。

▷ 付加価値税別納制度の不適用に対する罰金

顧客に対し付加価値税口座のデータを知らせていない供給者は罰金 2,000～4,000 レイが課せられる。

また、政令により、付加価値税口座と異なる口座への支払い、または付加価値税口座と異なる口座からの支払いなど、誤った支払いの際、平日 7 日間以内に修正がない場合は、30 日以内の延滞に対し一日当たり 0.06%、30 日を超えた延滞に対し一日あたり 10%、課徴金が発生する。

さらに、付加価値税口座からの現金引き出しなど、法律に違反した引き出しをし、30 日以内には是正されない場合は、対象金額の 50%の罰金が課される。

6.7 その他の税金

A) 関税

ルーマニアの関税は、ルーマニアが EU に加盟した 2007 年 1 月 1 日から EU の規制を適用している。関税関係法規により規制された活動をする者は、関税用の登録をしなければならない。また、特定条件に基づいて、行政上の待遇が得られる「公認業者資格」を申請することもできる。

▷通常通関料金

毎年欧州委員会により、採択される EU 通関料金と待遇料金措置として、「（欧州圏内）自由流通開放」の関税が制定される。EU 関税オンラインデータベース（TARIC）には下記の項目がある。

- ・商品の併合名称
- ・共通農業政策に基づいた関税及び輸入税、または農産品の処理による特定物品に適用された具体的政策による、併合名称の適用範囲に対する通常適用税率。
- ・待遇料金措置、つまり EU が他国または複数の他国群と締結した関税待遇協定による関税。
- ・EU が特定の国、国群または地域に対し一方的に採択した待遇料金。
- ・特定物品に対する関税を減免する自主措置。
- ・EU のその他の規定による通関料は、物品の税関価値に対する税率で表示。通関料以外、消費税、付加価値税などその他の税金、義務、課税が生じる場合がある。

▷物品の税関価値

ルーマニアに輸入してから販売対象になる物品の税関価値について、輸入品の関税価値は販売価格に、保険、運搬、手数料、ロイヤルティー、ライセンス料など、輸入品に課せられた費用を足して計算する。

税関価値には下記の項目が課税される。

- (i) 輸入品運搬と保険費用。
- (ii) EU 税関域に入るまでの積載費、取扱費。

なお、上記の費用が購入者により払われる、もしくは物品の価格に含まれる場合はその限りではない。

▷ロイヤルティー

税関法に基づき、輸入品に対して販売条件としてかかるロイヤルティーは課税対象となる。ただし、2016 年 6 月 1 日以降、ロイヤルティーとライセンス料は、物品販売を条件とした費用として考えられ、関税価値に含まれなければならない。税関手続き

EU の関税基準法によると、輸入品は下記の税関手続きを経ることとなる。

- ・自由流通開放

- ・ 経由
- ・ 税関倉庫
- ・ 内部処理
- ・ 一時的受入
- ・ 外部処理
- ・ 輸出
- ・ 自由貿易地帯

「自由流通開放」手続きとは、EU 圏外の物品を EU 圏内の物品に転じる手続きである。つまり、その関税を納税することによって、対象物品が関税の観点において EU 圏内で自由に移動できるという意味である。

なお、関税当局の承認を必要とする、関税料金免除の特定手順もある。

「経由」手続きとは、EU 圏外の物品を、一定の期間内に、輸入税その他の料金または商業上措置の対象とせずに、EU 税関域内の国間に移動する手続きである。これは、輸出用の EU 内の特定物品に対しても適用できる。

「税関倉庫」とは、税関当局の承認により、物品を特定条件に従って保管できる場所である。下記物品が税関倉庫における保管対象となりうる。

- ・ EU 圏外物品。なお、この手続きのもとで取り扱われる物品は、輸入税や商業政策措置の対象とならない。
- ・ EU 圏内物品。その場合、特定分野の規制法規により、倉庫での保管に関して、同物品の輸出に対する措置が適用される。

「内部処理」手続きとは、EU 圏外物品を輸入税・商業政策措置を適用せずに EU 圏内として取り扱う手続きである。

「一時的受入」手続きとは、EU 圏外物品にかかる輸入税を減免し、かつ商業政策措置を適用せずに EU で使用し、使用による劣化以外の変化がないまま再輸出する手続きである。

「外部処理」手続きとは、EU 圏内物品を EU 税関域外で加工などのために仮輸出し、加工済みの物品を EU 圏内へ輸入税を減免して再度受け入れ、自由流通させる手順である。

「輸出」とは、EU 圏内物品を、商業政策措置を含む輸出手続きにより EU 圏外へ送る手順である。

「フリー・ゾーン」（自由地帯）とは、EU 域内に置かれた地帯または施設である。ここにある物品は EU 圏内で自由流通開放・その他の税関手続きで処理されるか、または税関法規による規定条件外で消費しない限り、輸入税や輸出関係商業政策措置のもと「EU 圏外」としてみなされる。ルーマニアにはコンツタンツァ、ブライラ、スリナ、ジュルジュ、クルティチにこれが設置されている。

2016年3月1日以降、上記の手続きは4種類の特別手順にまとめられた。

- ・ 経由（外部・内部）。
- ・ 保管（一時保管、民間または公的税関倉庫、フリー・ゾーン）。
- ・ 特定使用（一時受け入れと末端使用）。
- ・ 処理（外部、内部）。

▷個人に対する通関制度

EU圏内に住居を置く個人の物品、結婚後EU圏内に移入する個人の物品、遺産、個人間で発送する物品に対して、特定の通関料金が制定されている。

商業を目的としない入国者に対しては、持参した物品が免税になる場合がある。国に入る物品に対し、関税や付加価値税などの免税枠は、航空・航海による入国者の場合、合計430ユーロ以内、その他の移動手段の入国者の場合300ユーロ以内となる。

下記の物品に対しては免税数量制限がある。

- ・ タバコ製品の免税制限数量： 一般タバコ400本。3グラム以内の葉巻100本。一般葉巻50本。パイプ用タバコ250グラム。
- ・ アルコール飲料の免税制限数量： アルコール度数22%を超えるスピリッツ類、または80%以上の飲用可能なエチル・アルコール1リットル。アルコール度数22%以下のアルコール飲料2リットル。スティル・ワイン4リットル。ビール16リットル。

ただし、17歳未満の旅行者はタバコとアルコールの免税を受けることができない。

B) 消費税

※ ルーマニア語 *accize* の訳。ここでの意味は日本の消費税とは異なり、特定商品群に対する特別物品税を指す。

消費税とは、アルコール、ガソリンなどのエネルギー商品、タバコ、電気、天然ガスなどの特定製品に対して課税される税金である。消費税は上記製品の輸入及び国内生産品の国内販売に対し、課税対象基本金の割合または単位に対して課税される。

下表は、主な製品類に対する税率である。

製品類	2018年中有効な税率
アルコール製品	100リットル当り 3,306.98 レイ以内
タバコ（一般タバコ）	タバコ 1,000本当り 448.74 レイ
自動車用燃料	1トン当り 1,838.04～2945.75 レイ

また、電子タバコ、ニコチン液体、加熱タバコ製品に対して EU 基準にない消費税が課せられている。

特定条件の場合を除き、消費税課税対象商品に関して、当該月の翌月 25 日までに税務申告を提出して納税することになっている。輸入品に対する消費税は、原則として税関を通して物品を自由流通させる際に適用される。

消費税対象商品に関しては特別監視・管理制度が制定されている。

また、特定の消費税対象商品の場合、納税リスク分析により EU と同調した消費税還付手順が整備されている。

▷税務倉庫体制

税務倉庫体制とは、ビール、ワインその他の発酵飲料、中間製品、エチル・アルコール、タバコ製品、ミネラル性油脂など、消費税の対象になる製品が、その支払いの必要なく生産、加工、保管できる体制である。税務倉庫体制は全般的に、上記製品の小売販売には利用できない。

税務基準法により、電気と天然ガスは、税務倉庫外で生産または保管できる。

▷消費税義務停止制度

消費税義務停止制度は、特定条件の下で、消費税対象商品を EU 圏内において消費税義務を停止して移動できるようにする制度である。

消費税対象商品を消費税義務停止制度の下で移動するには、関係国の当局により承認された、委託者から受託者への電子連絡書が必要である。

本制度の下で移動する消費税対象商品は ECMS (Excise Movement and Control System 消費税移動管理制度) により監視されている。

C) 地方税

ルーマニアの地方税は税務基準法により制定されている。地方税は、個人と法人の両方を納税者とする、地域行政が制定した税類である。

なお、税務基準法の制定基準に対して、各県の県議会が県内地方税を 50%以内で割増制定できる。

また、地域行政当局は、未栽培の農地、廃墟となっている土地や建造物に対して、税務基準法の税率を 500%以内の割増が制定できる。

さらに、国家支援法規に違反しない限り、各市町村の議会から法人に対して建造物税や土地税の免税が付与できるなどの免税条件が制定されている。

▷建造物税

建造物税は、在住国にかかわらず、ルーマニアにおける建造物の所有者に課せられる。建造物税は住宅用、非住宅用、混合用など用途により計算され、建造物の税務上価値に対して、住宅用の建造物の場合は0.08%～0.2%、事業など非住宅用の建造物の場合は0.2%～1.3%の割合となっている。

ただし非住宅用の建造物のうち、農業関係事業のための建造物は0.4%の税率で、年間6ヶ月以内に観光業のために利用される建造物は通常の非住宅用の税率より50%減税される。

非住宅用の建造物の税務上の価値は下記の通り計算される。

- ・個人所有の場合は、評価報告書による価値。ただし、建造または購入から5年以内の場合は除く。

- ・特定の場合以外、法人所有の場合は、3年以内に実施された評価報告書による価値。

なお、過去3年以上評価されていない法人所有建造物は5%、過去5年以上評価されていない個人所有建造物は2%の割合で課税される。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

▷土地税

土地税は、ルーマニア国内における土地の所有者に課せられ、置かれた場所（都市部または農村部）または用途などにより、面積単位に対して設定される税である。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

▷車両税

車両税は、ルーマニアで登録された、地上または水上の乗り物の所有者に課せられる。原動機の容量及び車軸数、緩衝の仕組み、車重などによって計算される。なお、電気自動車は車両税の免税を受ける。

また、地方行政当局から農業に利用される農業車両に対して免税、ハイブリッド自動車に対しては50%減税する場合がある。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

▷建設許可税

建設許可税は、建設許可の取得の際に、建設物の対価の割合として納税される税金である。

▷広告・宣伝税

広告税は、音声、動画、印刷物による広告宣伝を除いて、ルーマニアにおいて供給された広告宣伝契約の実施当該月に対して、同月の10日までに納税しなければならない。

らない。税率は、各市町村によって異なるが、広告宣伝業務の対価に対して1～3%である。

屋外宣伝は、市町村の議会により、使用面積に対して課税される。

ただし、全国上限税額は、納税者の事業現場における広告宣伝に対して1平方メートル当たり32レイ以内、その他の場所における広告宣伝に対して1平方メートル当たり23レイ以内となる。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

▷公演税

公演税は、法人または個人による公衆公演に対して、寄付金またはチケット販売による収益に対して、合計収益の2～5%の率で課税される。公演の翌月10日までに、一ヶ月に一回納税しなければならない。

▷その他の地方税

各市町村の議会によって、次のような税金を課されることがある。

- ・ 公的空間の一時的使用料。
- ・ 博物館、記念館または歴史・建築・考古学遺跡の入場料。
- ・ 公的インフラを利用し、利益のために保有された設備の所有税。
- ・ 環境負荷となる活動のための税金、など。

D) 印紙税

印紙税は、司法申立、証明書・ライセンスの発行、公証を必要とする文書取引の際に課税される。印紙税は2種類ある。

- ・ 司法印紙税
- ・ 司法外印紙税

司法印紙税は法務省または裁判所への申立に対して、申立の対価に応じて、下記の通り課税される税金である。数値化できる申立類は逆進課税される。数値化できない申立は固定額により課税される。また、不動産物件の取引に対して特定条件の下で印紙税が課せられる場合もある。

関係法律としては、印紙税をめぐる旧法であった法律1997年第146号が取り消され、政令2013年第80号が発行された。新規政令により印紙税は高くなったが、旧法で司法印紙税に追加されていた司法印紙がなくなった。

司法外印紙税は、公的当局から身分証明書、車両登録などの証明書類の発行に対して課せられる税類である。なお、本税に対しては一定の条件の下、免税も規定されている。

6.8 違反に対する罰金、超過金、延滞利息金

ルーマニアの税務法規により、税金関係の届け出類及び納税義務に対して、罰金、課徴金、延滞利息金が規定されている。

税務申告の届け出延滞に対して、納税者の区分に応じて、500～5,000 レイ（110～1,100 ユーロ相当）の罰金が課される。なお、納税申告の届け出延滞罰金は、納税期限が守られていた場合でも課される。

法律による期限を超えた滞納に対しては超過金と延滞利息金が課せられる。

- ・ 税務当局の決定による税金に対して未申告または誤って申告された税金に対して、「未申告罰金」として一日当たり 0.08%の超過金が発生する。なお、この超過金に対して 75%の割引が付与される場合がある。また、未申告の対象が脱税によるものである場合を除いて、超過金は課税額を超えることはない。
- ・ 税務支払い期限を超えた場合、「滞納超過金」として延滞 1 日当たり 0.01%の超過金。
- ・ さらに、1 日当たり 0.02%の滞納利息金。

なお、未申告に対する罰金が適用された場合、滞納超過金は適用されない。

第7章 人事、労働

7.1 ルーマニアの労働市場

ルーマニアの労働は、憲法により労働自由、差別禁止、社会保護、強制労働禁止、移動・組合の自由などの基本原則が制定され、労働基準法と社会協議法により法律の枠組みに体现されている。一般論として、ルーマニア労働関係法規は、被雇用者の保護を図った最低限の規定を定めたものである。

ルーマニアの労働市場において EU 加盟国の市民は、自由にアクセスでき、制限なくルーマニアの雇用者のための労働ができる。EU 圏外の国民は、労働開始前に就労許可を取得しなければならない。

ルーマニアの労働市場は、複数の言語が話せ、IT 分野、技術分野さらに金融業界の高度成長分野において専門資格のある人材がいることに強みがある。

ただし、各分野における雇用者にとっては、主に下記 3 種類の課題がある。

- ・毎年 5% 程度上昇する賃金。また、頻繁に変わる課税制度への対応が経営者の日課になる。
- ・高い人事異動率。特に小売業界、BPO/SSC は年間 50% になる。平均人事異動率は 15% で、各種スタッフの引き留めが課題。そのため、教育・技能レベルの高い人材を確保することが困難である。
- ・低い労働生産性、人材投資の利益率。労務費は安い、自動化率が低く、従業員の関与率も低いため、労働生産性は EU の他国の平均を下回っている。

ルーマニア国立統計局の情報によると、2017 年最終四半期において、20 歳から 64 歳までのルーマニア人における就業率は 68.4% であった。この数値は、「欧州 2020」による指標よりも 1.6% 高いが、ルーマニアにおける前四半期より 1.9% 低下している。

2017 年最終四半期の失業率は 4.7% で、その前四半期と同じであった。

7.2 勤務契約

ルーマニアの労働基準法では、ルーマニアの雇用者のために、勤務契約に基づき国内外で勤務するルーマニア人従業員（ただし外国勤務の場合、相手国の労働条件が良い場合はそちらを適用）、また勤務契約に基づきルーマニア国内で勤務する外国人を対象としている。

▷勤務契約の具体的項目

法律により、個人の雇用としては、無期契約が一般的に規定されている。なお、下記の形式も許可されている。

- ・ 固定期間勤務契約。
- ・ 一時雇用
- ・ パートタイム雇用
- ・ 柔軟性のある調整（自宅勤務など）

個人勤務契約の新規作成または既存のものに対する変更の際は、雇用者から被雇用者に対して、勤務場所、勤務時間、給料、休暇期間、評価基準、勤務内容及び権限、使用期間などの主な条件を知らせなければならない。

また、個人勤務契約には、一般的条件の他に、下記のような特別条件が含まれることがある。

- ・ 競争禁止条件。被雇用者が、勤務契約終了後の競争禁止期間において、月々の補償金を受け取る代わりに、当雇用者のために行った競争対象活動を自分自身または他者のために行ってはならない条件である。
- ・ 競争禁止条件が効力を持つためには、個人勤務契約に下記項目が明示される必要がある。

-契約終了後、雇用者が行なってはならない活動

-競争禁止に対する補償金

-競争禁止条件の有効期間（契約終了日より2年間以内）

-禁止業務をしてはならない受益第三者

-雇用者にとって被雇用者が競争するとみなされる地域

労働基準法により、競争禁止補償金は、勤務契約の最終の6ヶ月間の平均総月給の50%を最低額として交渉されなければならない。なお、契約有効期間が6ヶ月未満の場合の補償金は、契約期間内の平均総月給に対して計算される。競争禁止条件に違反があった場合は、被雇用者は補償金を変換し、雇用者の被害に応じて賠償しなければならない。

- ・ 可動性条件。勤務内容の特性により、勤務場所が固定されていない条件。そのために、勤務契約において現金その他の待遇が規定される。
- ・ 守秘義務条件。双方が、勤務契約期間中及び終了後に及んで、雇用関係中の情報を開示してはならない条件。違反した方は、相手方に被害賠償を支払う義務を持つ。

▷従業員原簿（REVISAL）

従業員原簿はルーマニアで締結された全ての勤務契約の関連情報を記載する特別文書である。政令2017年第905号により、下記雇用者の区分によって従業員原簿の作成及び記入方法が制定されている。

- ・ 個人または民間法人
- ・ 機関、公的機関、個人勤務契約に基づいて個人を雇用するその他の公的法人

REVISAL は電子形式で作成し、労働監督局のウェブ・ポータルに提出しなければならない。

民間原簿は、勤務契約の締結日の順に記載し、下記項目を含まなければならない。

- ・雇用者の特定項目。
- ・全従業員の特定項目（氏名、個人コード）
- ・雇用日
- ・従業員の記載日及び記載終了日。
- ・COR（ルーマニアの職業分類コード）による職務名称
- ・総月給
- ・個人勤務契約の種類
- ・個人勤務契約の終了日及び終了の法的根拠

なお、REVISAL の記載の不備または管轄当局への関連情報の規定期限以内の不提示は種々の罰金の対象になる。

▷被雇用者の代表

従業員数が 20 人以上で労働組合がない雇用者の場合は、従業員の利益を推進し保護するためには被雇用者の代表者を選定することができる。被雇用者の代表者は、従業員総会において従業員総数の過半数をもって選出される。

▷試用期間

試用期間は、被雇用者の技能の確認のために契約双方の合意により、実務者の場合 90 日以内、管理職の場合 120 日以内として設定された期間である。試用期間中は、雇用者または被雇用者のどちらからも、予告または理由なしで筆記通知のみによって勤務契約を終了することができる。

7.3 勤務条件

▷勤務時間、追加勤務時間

労働基準法により、勤務関係における被雇用者のための最低限の勤務条件を制定している。そのうち、勤務時間は、追加勤務（残業）時間を含め一週間当り最大 48 時間となっている。また、毎週 48 時間の連続勤務休止時間と、毎年 20 日以上の有給休暇が制定されている。

追加勤務は、同等の有給休暇時間または総時給の 75%割増として相補しなければならない。さらに、18 歳未満、身体障害者、妊婦など特定区分の従業員に対して、または夜勤、シフト勤務、危険または有害条件における勤務の特別条件に対して特別勤務条件が規定されている。

▷職業訓練

雇用者は被雇用者に対して、下記の職業訓練を実施しなければならない。

- (i) 従業員数 21 人以上の場合は、2 年間に一回以上。
- (ii) 従業員数 21 人未満の場合は、3 年間に一回以上。

従業員数 20 人以上の雇用者は、労働組合または被雇用者の代表者と協議した上で年間教育計画を定め、連続的な職業訓練を実施しなければならない。また、その年間教育計画を企業レベルでの団体勤務契約に添付しなければならない。

従業員は、自らの希望または雇用者の希望により職業訓練を受けることができる。職業訓練の運営をめぐる具体的な項目、双方の義務と権限、職業訓練期間、職業訓練にかかる費用を負担する雇用者の契約上の義務などは、個人勤務契約に添付しなければならない。

7.4 給与・給料の体制

給与とは、個人勤務契約により、被雇用者が雇用者のためにその権力のもとで労働することに対して受け取る報酬である。給与は、性別、性的指向、遺伝的特徴、年齢、国籍、人種、肌の色、宗教、政治的志向、社会起源、身体障害、家族状況、労働組合所属などの差別なく設定しなければならない。

給与は、基本給、役職手当、賞与、その他の追加手当からなる。給与の支払いは、雇用者のその他の支払い義務よりも優先しなければならない。

個人給与は雇用者と被雇用者の個人的交渉により計算しなければならない。最低給料レベルは、適用可能な団体勤務交渉合意書により設定される。

給与は、個人勤務契約または団体勤務交渉合意書により定められた日に、一ヶ月に一回以上をもって現金報酬として支払わなければならない。

法律により制定された条件を除き、給与を徴収してはならない。例えば、従業員が雇用者に対して被害を及ぼした場合の補償金は、裁判所の最終判決により確定された、現金払いの債権に基づいていなければならない。その場合、徴収分は 50%以内でなければならない。

ルーマニアの全国最低総月給は 2019 年 1 月 1 日以降、全業種のフルタイムにおいて 2,050 レイ（1 年以上の高度教育を受けた者は 2,350 レイ）であり、EU で最低水準の国のの一つである。

※ 給料による収入への課税に関しては「税制度」参照。

7.5 休暇制度、社会福祉制度

従業員には、雇用者から配当したり、保留したり、制限したりできない年間の有給休暇を受ける権利がある。有給休暇は年間最低 20 日。（国の祭日、団体勤務交渉合意書による有給休暇以外）。

原則として、休暇は毎年とらなければならない。ただし、事由があつて休暇が取れない場合は、その年間に割り当てられた休暇は翌年の初めから 18 ヶ月の間で取ることができる。個人勤務契約終了に、使用していない有給休暇が残った従業員は、残った休暇を現金で相補を受けることができる。

年間の休暇は、雇用者と被雇用者の協議により個人的に計画する方法と、労働組合または被雇用者の代表者との協議により団体的に計画する方法がある。休暇は当該年以内に翌年分を計画することになるっている。

法律の枠組みには、冠婚葬祭用の有給休暇、または社内規則並びに団体勤務交渉合意書による規約により、個人的事由のために付与する無給休暇も規定されている。

7.6 社会保障費の仕組み

2018 年 1 月以降、ルーマニアの社会保障制度が大幅に再編された。2018 年以降は、強制的な社会保障料金は、年金、健康保険、労働保険の 3 種類にまとめられた。

▷年金 (CAS)

CAS は、給料と給料に準ずる月収の 25%となり、被雇用者のみの義務となる。

ルーマニアの年金制度には 3 つの支柱がある。

第 1 支柱は、国家の管理のもとにあり、世代交代、寄付における連帯性を原則とした強制年金資金である。つまり、納税者による社会保障費が、現在公的年金制度による年金ぐらしの人々の年金に利用される。公的年金制度により、完全寄付期間として 35 年間寄付してきた場合、女性は 63 才、男性は 65 才からの定年退職後、最低 15 年間に年金を受け取る権利を持つ。

第 2 支柱は、2008 年 1 月 1 日以降 35 才未満の納税者に対して強制的、35～45 才の納税者に対して任意資金として規定された。納税者の年金の一部の移転によるもので、民間経営の支柱である。第 2 支柱の管理企業は財務監査当局 (ASF) による監視のもとで、厳格な規則をもって管理している。個人寄付及び投資収益を基とした、定義寄付 (Defined Contribution) の仕組みになっている。2018 年 5 月には、7 つの年金資金に分類され、合計 7,134,270 人の寄付者がいた。

第 3 支柱は、本来の社会保障制度とは異なり、個人参入により民間管理の任意参加のものである。この支柱への寄付は、年間 400 ユーロまで税金控除が適用され、最大総年収の 15%となっている。2018 年 5 月には、14 種類の公認資金があり、合計 457,143 人の寄付者がいた。

上記の3支柱以外にも、飛行士、国会議員、外交官・領事、憲法裁判所・監査裁判所の裁判官・検察官用などの、特定業界の年金がある。

また、ルーマニア政府より、640レイ（137ユーロ相当）未満の年金を受け取っている者のために、国家予算による最低限の社会手当を導入している。

▷健康保険（CASS）

CASSは公的医療保険制度により医療保険を目的としている。給料、年金、失業手当などからなる総月収の10%とされ、被雇用者のみの義務となる。

健康保険制度は全国医療保険局（CNAS）の担当となる。CNASはルーマニアの社会的医療保険体制の統一的、統括的な運用を主な目的とする全国規模の公的独立機関である。

CNASは近代的で効率的な社会医療保険制度の実現を使命としており、次の主な責務がある。医療保険体制の統一的、統括的な運用のための物流の確保。資金確保と効率的な利用の追求。保険契約者を代表し、そのための情報を提供し利益を支持するための適切な手段の使用。使用可能な資金の範囲で、人々の医療業務のニーズに対応すること。

▷雇用保険（CAM）

CAMは、病欠用寄付金、労災・職業病用の寄付金、失業手当用寄付金、賃金要求用の寄付金などをまとめたもので、雇用者の義務となり、総月収の2.25%になる。

7.7 退職、解雇

個人雇用契約の終了は、被雇用者の死亡、雇用者の清算、契約期間満了などの、特定の場合に双方の合意による終了と、辞職または解雇による一方的な終了がある。

解雇は、職業的な不適合性、処罰など被雇用者に関係した事由、または雇用者の職場の削除など被雇用者に関係しない事由により可能となる。雇用者による解雇の場合は、平日20日以上予告期間を付与しなければならない。被雇用者による退職の場合は、最大平日20日間、または経営職の場合は45日間の予告期間が規定されている。

また、ルーマニアでは定年退職年齢は、男性65才、女性63才となっている（以前より引き伸ばされ、被雇用者の現在年齢に適用される）。さらに、特定条件の下で早期の年齢退職も規定されている。

第 8 章 商標及び知的財産権の体制

8.1 知的財産権、産業財産権

ルーマニアは知的財産権をめぐる主な国際的協定・条約を締結している。したがって、知的財産権、産業財産権に関する法法律は、欧州の指令と国際的条約に準拠している。

効力を持つ主な法律は、特許法 1991 年 64 号（以後改正）、著作権法 1996 年 8 号、商標法および地理的表示 1998 年 84 号、工業意匠法 1992 年 129 号、半導体集積回路配置法 1995 年 16 号である。

特許、商標の登録及び保護に関する関連当局は「ルーマニア発明商標庁」（Oficiul de Stat pentru Inventii si Marci-OSIM）である。原則として、ルーマニアにおける特許・商標の保護を取得するには発明商標庁において登録しなければならない。

著作権についての権限を持つ機関はルーマニア著作権庁（Oficiul Roman pentru Drepturi de Autor- ORDA）である。また、著作権法の規定により、著作権の管理・保護を目的とした、ORDA の承認を受けた非営利団体などの民間法人も存在している。

ルーマニアの法律により、特許、商標ならびに著作権に関して、ライセンス契約及び譲渡契約が具体的に制定されている。このような契約の際は、適用される法律に基づいた法的枠組みを守らなければならない。

また、2000 年以降、電子通信事業（e-business）の規制も注目に値する。関係法律としては、2001 年に制定され 2014 年に再公布されたデジタル署名法 2001 年 455 号、2002 年に政府承認を受けた E コマース法 2002 年 365 号などがある。

8.2 商標及び地理的表示

商標とは、特定の法人または個人の取り扱う商品やサービスを他者のものと識別するための識別標識である。

原産地表示とは、ある商品の品質、評判、その他の特徴が本質的にある地理的原産地に由来しているとして、その商品の原産地を特定するための表示である。

商標及び地理的表示は法令 1998 年 84 号により OSIM で登録することにより保護される。

商標

商標とは自社商品やサービスを他社のものと区別する、企業の戦略における重要な要素である。

商標権者は、出願日より 10 年間、登録対象の商品またはサービスに対し、その標章を独占的に使用する権利と、他者による使用または模倣を禁止する権利を持つ。権利者の申請により、登録商標は 10 年の保護期間満了毎に更新可能である。

▷登録手続き

商標登録のためには、OSIM へ、ルーマニア語で指定様式を出願する必要がある。

登録料および審査料の支払い証明を、出願時もしくは出願日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。

また、必要に応じてその他の文書を添えることができる。例えば、出願人が他国での最初の出願に基づく優先権を主張するためには、国家当局に発行された第 1 国の出願日を証明する証明書を提出しなければならない。なお、その証明書がルーマニア語で書かれていない場合は、ルーマニア語訳を添えなければならない。

なお、申請時、保護対象物品リストの各項目に対してニース分類の一つの項目のみに該当するように、商標に関する商品・サービスのリストは正確に作る必要がある。

▷権利移転

登録商標に対する権利は、有償または無償で完全または部分的に譲渡可能である。

地理的表示

法令 1998 年 84 号及びルーマニアが加盟している国際条約により、地理的表示は OSIM での登録によって保護されることになっている。登録された地理的表示は、登録表示により特定された商品を製造または販売する者のみ利用できる。

地理的表示の登録のためには、ルーマニアにおいて住居または会社住所を有し、法律による課税対象となる者が、直接または認定された代理人により OSIM へ申請しなければならない。

申請が法律で定義された条件を満たした場合、OSIM では申請対象の地理的表示を全国地理的表示台帳に登録し、出願人に対し利用権を付与する。

登録済みの地理的表示に対して、OSIM に出願された申請書類のリストに記載された者が利用権を有する。

地理的表示の利用権は 10 年間有効となり、取得条件が維持される限り更新可能である。なお、更新時更新料金を支払うことになる。

指定商品に対して地理的表示の利用権を付与された者は、「登録済み地理的表示」と特記し、地理的表示をその商品の取引の際に、添付文書、広告、リーフレットなどに使用できる。

地理的表示の利用権を持たない者は、たとえ実際の実産地を併せて表示したり、「～類」、「～の種類」、「～限定」などを付けたとしても、その地理的表示を利用したり模倣したりしてはならない。

例えば、ワイン・スピリッツ類などについて OSIM により地理的表示の利用権を取得した者は、その地理的表示とは異なる産地のワインやスピリッツ類に対して、たとえその実際の実産地が記載されていたり、表示が別の言語に翻訳されていたり、あるいは「～類」、「～種類」などのような表現が付けられていたりしたとしても、その利用を禁止する権利がある。

なお、農業・農村開発省では、職権または要望により、登録済み地理的表示に基づいて販売された商品の品質検査を行う場合がある。

地理的表示は譲渡不可である。

8.3 意匠

意匠（ルーマニア語 Design）とは、製品全体またはその一部の外観であり、製品自体および/またはその装飾の特性、特に線、輪郭、色合い、形状、表面テクスチャ、および/または材料、から生じるものである。

製品の、独自性を有する 2 次元または 3 次元の新規な外観は、平面的または立体的意匠として登録可能である。

なお意匠は、登録出願日より前に、あるいは優先権を主張する場合は優先日より前に、同一の意匠が公開されていない場合、新規性を有するとみなされる。意匠は、それらの特性が重要でない細部においてのみ相違するにすぎない場合に同一とみなされる。

意匠は、それが知識ある使用者に与える全体的印象が、登録出願日より前に、あるいは優先権を主張する場合は優先日より前に公開された何れかの意匠が与える印象とは異なる場合には、独自性を有するとみなされる。

独自性の評価には、意匠の開発における作成者の自由の度合いを考慮に入れる。

▷登録手続き

OSIM に対して、登録出願すると、OSIM の専門部門の予備審査を受けた意匠が意匠台帳に登録される。そのためには、正規の寄託が必要となる。

寄託のための登録出願用紙は無料で OSIM が提供している。

申請書の提出方法は OSIM での直接提出または郵送による提出がある。

意匠の登録証明書の付与を受ける権利を有する自然人または法人（創作者、取引者、協会、財団など）は、意匠の登録出願ができる。

複合寄託は、国際意匠分類（International Design Classification）に従って同一の分類の製品に組み込まれるべき複数の意匠を含むことができる。

単一寄託は1つの意匠を含む。複合寄託では2つ～最大100の意匠を含むことができる。

出願の公告日から6ヶ月以内にOSIMの審査委員会により意匠登録の受理もしくは拒絶が決定される。正規の寄託がなされた日から5営業日以内に、出願が公告される。

意匠登録出願情報と意匠の図的表示は工業所有権公報（BOPI-DM）で公告される。異議申立てはOSIMで直接提出することになる。

▷意匠所有者の権利

意匠登録証明書の所有者は、ルーマニアにおける独占利用権を有し、他者による無断での複製、製造、販売、販売提供、使用、販売を目的とした輸入または保管、意匠の販売または利用の権利提供などを禁止することができる。

ただし、他国における保護を得るためには、そのそれぞれの国での登録が必要になる。

BOPI-DMに記帳され出版された意匠に対して、普通保証金の提出日から偽造などからに対する保護が発効する。

8.4 特許

ルーマニアでは、発明に対する保護は特許のみにより得られる。特許の保護期間は国内の出願日から20年間である。特許権は発明者とその権原継承者にある。被雇用者が発明者の場合は、特許法第5条により特許権は発明者または雇用者に帰属する。

特許取得条件の定義などは現行の国際規制と同調されている。

特許出願内容は国内における出願日、または優先権主張の場合は優先日から18ヶ月後に公開される。

特許出願公開から特許の発行まで臨時的な保護が受けられる。

特許出願審査は出願日から30カ月以内に審査請求される。

また、特許付与の決定の公告日から6ヶ月以内に、異議申立てをすることができる。

発明を特許として権利化するためには、その発明が新規であり、進歩性を有し、産業において利用可能である必要がある。

発明は、それが技術水準の一部でない場合は、新規であるものとみなされる。ルーマニア出願日より前または優先日より前に、出願対象の発明がいずれかの形で公衆に利用可能となっていた場合は、従来技術となる。

発明の開示に関しては、発明者またはその相続者が提出日または優先権を申告して承認された日より12ヶ月以上前に開示していなければ、出願日からまたは優先日から12ヶ月以内の発明の公表の場合は開示とみなされない。（新規性喪失の例外）

発明は、当該技術水準を考慮した上で、その技術に関して熟練した者にとって自明でない場合は、進歩性があるものとみなす。

8.5 著作権

著作権法により、著作権は、文学、芸術または科学の分野において、原著の知的創造物を、創作方法、具体的な表現の形態、その目的と価値にかかわらず、対象として保護する権利である。

著作権で保護される作品の著者には、経済的および道徳的な権利がある。

文学・芸術的作品を演出・演じる役者、歌手、音楽家、舞踊家などの演者は、自身の演技に対して経済的および道徳的権利を持つ。

音声作品の制作者、映像作品の制作者、テレビ番組の制作者たちは、それぞれの作品に対して経済的な権利を持つ。データベースの製作者にも保有するデータベースに対して経済的な権利がある。

原則的、作品が最初に公開された時の公開者が著作者とみなされる。

著作権法には、著作権や著作権者を規制する条件をまとめた「公正使用」という概念が含まれる。

著者の道徳的権利（著作者人格権）は処分したり棄権できないものである。著者の死亡後も、その作品を公表すること、著作物に著作者の氏名を表示すること、作品の同一性を保持すること、著作者の名誉または評判を損なうような変更や歪曲に反対することなどに関して、著作権は永続的に継承される。相続者がいない場合、上記権利の行使は著作者が属していた団体、または複数の団体の場合は団員数の最も多い団体に帰属する。

著作権法により著作権通知の使用は必要とされない。というのも、ルーマニアにおける著作権をめぐり紛争において、通知は所有権を評価する証拠ではなく単なる申告とみなされており、著作権通知の非表示が所有権の評価に影響することはない。もっとも、著作権通知は、その作品が著作権により保護されていること、著者を特定していること、出版年を表示することを公開しているため重要として考えることもできる。

著作権に関して全国著作物台帳への登録は任意で、証明用のものであり、公的台帳へ登録出願する法的義務はない。著作権は作品の創造に起因し、登録などの手続きを必要とせずに著作者の権利となる。

著作権法第5条によると、2人以上によって共同で想像された作品は共同著作となる。著作者が識別可能な共著の場合は、それぞれがそれぞれの創造箇所に対する著作者となる。著作権は共同著作者のものであるが、そのうちの一人を主著作者とすることができる。

著作者または著作権所有者は、経済的権利のみ使用权を任命もしくは手放すことができる。経済的権利の譲渡は特定の権利、または特定地域または特定期間に限定できる。なお、著作者の将来の作品に関する経済的権利については、明示されているかどうかにかかわらず譲渡は無効である。

また、著作者人格権は絶対に譲渡不可であるため、いかなる譲渡も無効である。

著作権の保護期間は、著作者の存命中から死後70年まで有効。

共著の著作権の保護期間は、共同著作者の最後の著作者の死後70年まで有効。

著作権保護期間終了後、未公開の著作を合法的に公開する者は、元の著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。その場合の保護期間は、公開時から25年となる。

著作権保護期間中における経済的権利と著作者人格権に対する違反は、著作権法違反となる。